

おやべ ほっとライフプラン 2024

第9期小矢部市高齢者保健福祉計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月
小矢部市

目 次

| | |
|--------------------------------|-----------|
| 第 1 章 計画の策定について | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の期間 | 1 |
| 3 他の計画との関係 | 2 |
| 4 日常生活圏域の設定 | 3 |
| 5 計画の進行管理と評価 | 6 |
| 第 2 章 高齢者等の現状と推計 | 11 |
| 1 総人口と高齢者人口の推計 | 11 |
| 2 認知症高齢者の推計 | 13 |
| 3 高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の推移 | 15 |
| 4 要支援・要介護認定者の推移と推計 | 17 |
| 5 地域密着型サービスの整備状況 | 20 |
| 6 高齢者の住まいの整備状況 | 20 |
| 7 就労意欲や地域社会活動への関心の高まり | 21 |
| 8 第 8 期計画の進捗状況 | 22 |
| 9 アンケート調査結果の概要 | 28 |
| 第 3 章 計画の基本的な考え方 | 47 |
| 1 体系図 | 47 |
| 2 基本理念と小矢部市が目指すすがた | 48 |
| 3 基本目標と 3 つの重点的な取組 | 48 |
| 4 地域共生社会の実現に向けて | 48 |
| 第 4 章 施策の取組 | 53 |
| 1 健康づくりと介護予防・社会参加の推進 | 53 |
| 2 地域包括ケアシステムの深化・推進 | 58 |
| 3 日常生活支援の推進 | 70 |
| 第 5 章 介護保険サービスの推計 | 81 |
| 1 介護保険サービス基盤の整備 | 81 |
| 2 介護保険サービス利用者等の状況 | 84 |
| 3 介護予防・介護サービスの見込み | 88 |
| 4 第 1 号被保険者の保険料 | 91 |
| 資 料 編 | 97 |
| 1 小矢部市福祉計画策定委員会規則 | 97 |

| | | |
|---|-----------------------------|-----|
| 2 | 小矢部市高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿----- | 99 |
| 3 | 小矢部市高齢者保健福祉計画の策定経過----- | 100 |
| 4 | 用語解説----- | 101 |

第1章

計画の策定について

第1章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

市町村は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく老人福祉計画を、介護保険法第117条第1項に基づく介護保険事業計画と一体のものとして策定することが義務付けられています。小矢部市では、「高齢者保健福祉計画」をこれに位置付けています。

このたび、令和5年度をもって、「第8期高齢者保健福祉計画」の計画期間が終了となるため、新たに令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第9期高齢者保健福祉計画」を策定します。

本計画の期間において、団塊の世代が後期高齢者となり、支援を必要とする人が大幅に増加する2025年が到来します。これまで構築してきた地域包括ケアシステムが本格的に求められることとなります。

また、高齢化は今後も継続し、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年も見据えることが求められています。

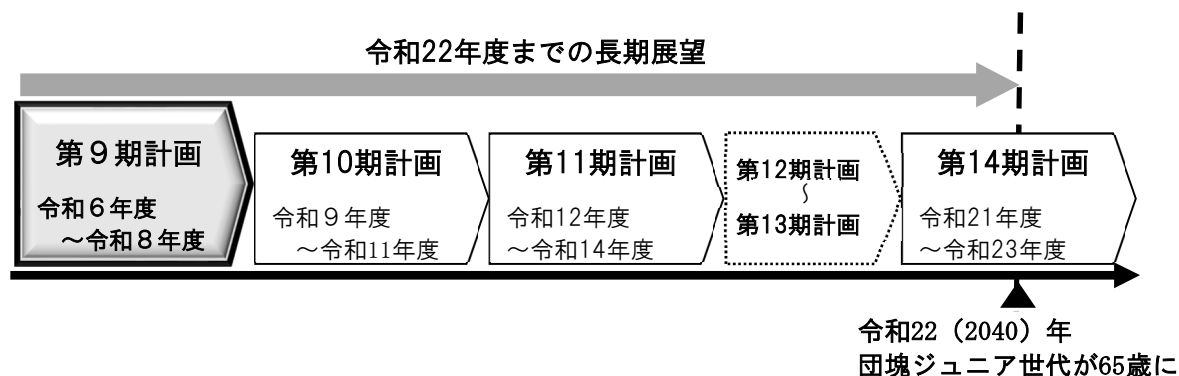
本市は、引き続き本計画でも地域包括ケアシステムの深化・推進を図りながら、人や資源等のあらゆるリソースがつながって地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」を図っていきます。

策定にあたっては、「小矢部市高齢者保健福祉計画策定委員会」にて、具体的な方針等について審議を行いました。また、市民のニーズや実態の把握のためアンケート調査を行い、計画策定の基礎資料としたほか、パブリックコメントを実施し、市民の意見の集約をおこないました。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年です。

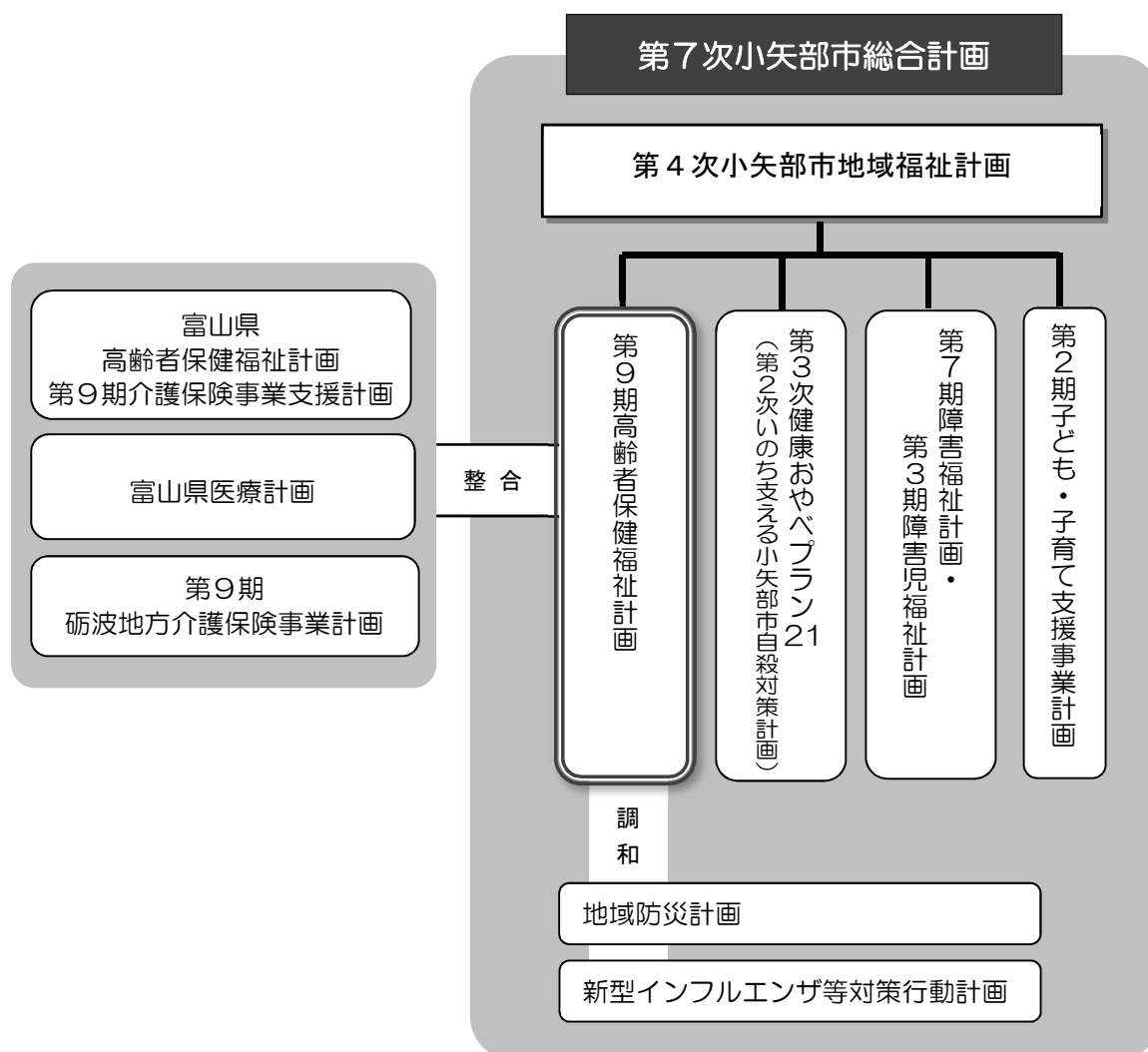
また、「富山県高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業支援計画」や「第9期砺波地方介護保険事業計画」等の見直しに合わせて、本計画の見直しを行います。



3 他の計画との関係

「第9期高齢者保健福祉計画」は「第7次小矢部市総合計画」を最上位計画とし、高齢者保健福祉（介護保険事業を含む）を一体的に推進するための部門別計画です。計画策定にあたっては、「富山県高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業支援計画」のほか、「富山県医療計画」「第9期砺波地方介護保険事業計画」「第4次小矢部市地域福祉計画」「第3次健康おやべプラン21」等、他の諸計画との整合・調和を図ります。

計画の位置付け



4 日常生活圏域の設定

『日常生活圏域』とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、地理的条件・人口・交通、その他社会的条件、施設整備の状況、住民の生活形態、地域づくり活動の単位等の地域特性を総合的に勘案して設定した圏域です。

また、この『日常生活圏域』ごとに必要とされる地域密着型のサービスの必要量・供給量等を設定していきます。本計画では、地域包括ケアシステムの基本的な考え方に変更はないことから、これまでの3つの『日常生活圏域』を継承します。

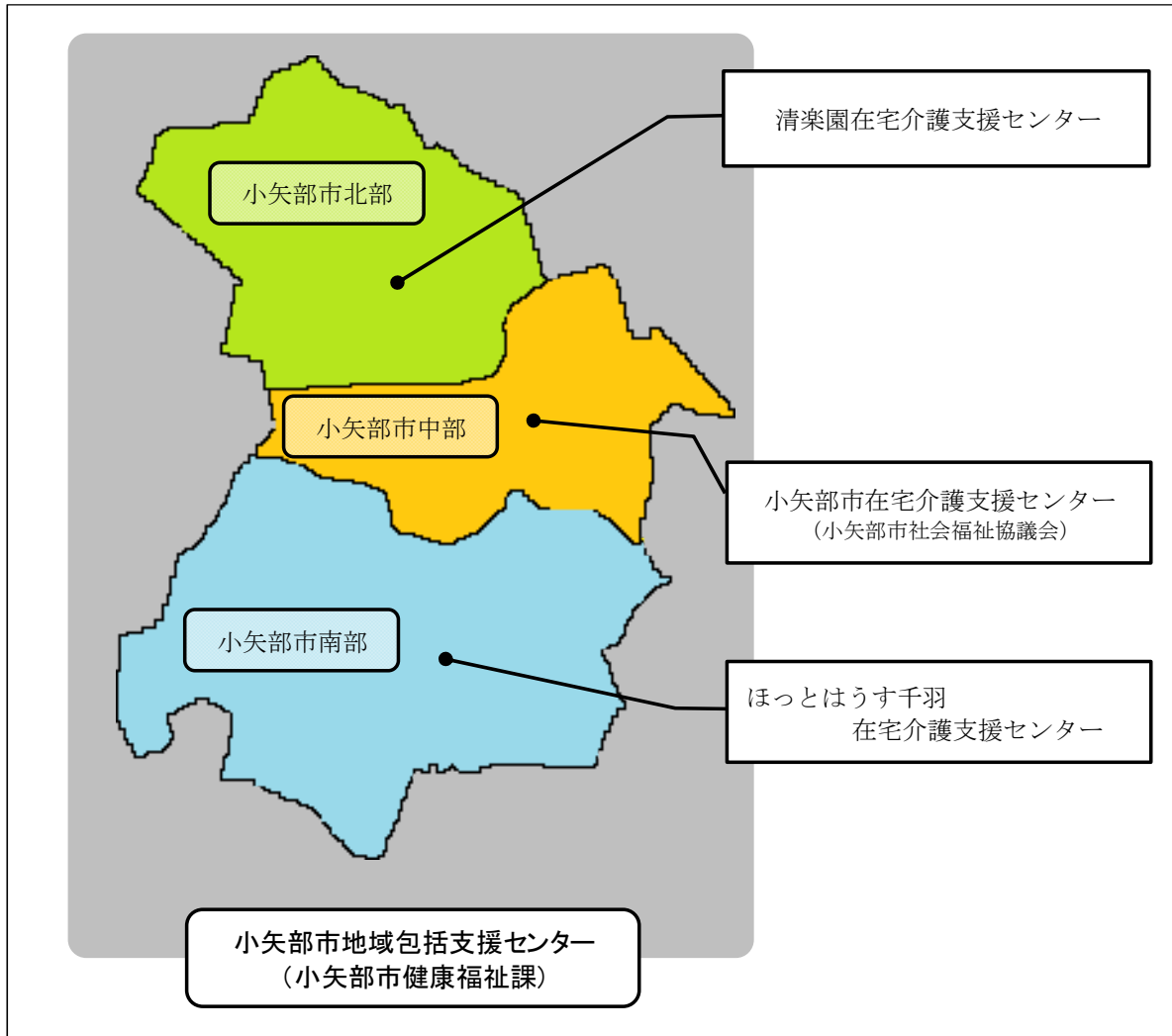
(1) 日常生活圏域の設定の基本的な考え方

本市は、昭和37年8月に旧石動町（人口26,679人、99.61k㎡）と旧砺中町（人口10,048人、34.48k㎡）の合併により誕生して以来、豊かな自然環境と歴史・文化に育まれ着実な発展を続けてきましたが、人口減少、急速な高齢化等をはじめ市勢を取り巻く状況は厳しさを増しています。

日常生活圏域の設定にあたっては、歴史的背景、施設整備の状況等から中学校区をベースとした、『北部』『中部』『南部』の3つの生活圏域に編成し、小矢部市地域包括支援センターが統括します。

| | |
|----------|-----------------------------------|
| 北部日常生活圏域 | 石動中学校区（埴生地区を除く） 石動、南谷、子撫、宮島 |
| 中部日常生活圏域 | 大谷中学校区（埴生地区を含む） 荒川、正得、松沢、若林、埴生 |
| 南部日常生活圏域 | 津沢中学校区、蟹谷中学校区 北蟹谷、津沢、水島、藪波、東蟹谷 |

日常生活圏域



(2) 生活圏域ごとの特徴

| 圏 域 | | 小矢部市 | | | | | |
|-------|-------------|----------------|----------------|----------------|--------|----|----|
| | | 北部 | 中部 | 南部 | 3 圏域 | | |
| | | 石動中校区 ※埴生除く | 大谷中校区 ※埴生含む | 津沢中校区 蟹谷中校区 | | | |
| 人 口 | 人口 (単位：人) | 7,834 | 11,867 | 8,768 | 28,469 | | |
| | 高齢者数 (単位：人) | 3,442 | 3,822 | 3,403 | 10,667 | | |
| | 高齢化率 | 43.9% | 32.2% | 38.8% | 37.5% | | |
| 既存施設数 | 地域包括支援センター | | 1 | | | | |
| | 在宅介護支援センター | | 1 | 1 | 1 | 3 | |
| | 居宅介護支援事業所 | | 5 | 6 | 3 | 14 | |
| | 居宅サービス | 訪問系事業所 | | 2 | 3 | 1 | 6 |
| | | 通所系事業所 | | 3 | 3 | 3 | 9 |
| | | 短期入所系事業所 | | 5 | 1 | 3 | 9 |
| | | 福祉用具貸与・販売事業所 | | 1 | | 1 | 2 |
| | | 小計 | | 11 | 7 | 8 | 26 |
| | 地域密着型サービス | 認知症対応型通所介護 | | | | 1 | 1 |
| | | 小規模多機能型居宅介護 | | 3 | 3 | | 6 |
| | | 認知症対応型共同生活介護 | | 4 | 3 | 4 | 11 |
| | | 地域密着型介護老人福祉施設 | | 1 | 1 | | 2 |
| | | 地域密着型通所介護 | | 4 | 2 | 1 | 7 |
| | 小計 | | 12 | 9 | 6 | 27 | |
| | 施設サービス | 介護老人福祉施設 (特養) | | 1 | | 1 | 2 |
| | | 介護老人保健施設 (老健) | | 1 | 1 | | 2 |
| | | 介護療養型医療施設 | | - | - | - | - |
| | | 介護医療院 | | 2 | 1 | 1 | 4 |
| | 小計 | | 4 | 2 | 2 | 8 | |

※令和5年7月末現在

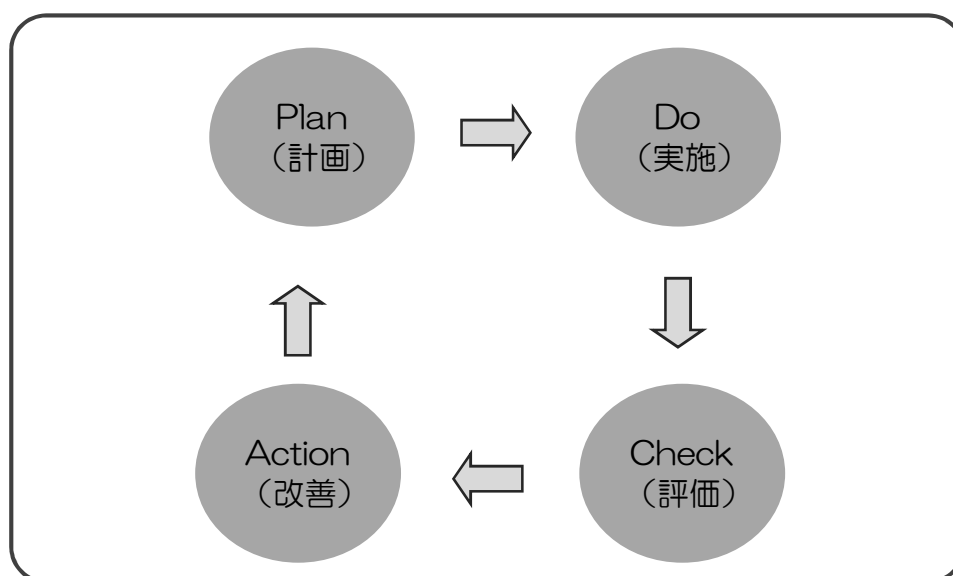
(3) 各生活圏域のサービス提供体制等、今後解決すべき課題

認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）を中心とした地域密着型サービス拠点施設や、在宅生活を支えるための必要なサービスについて、ニーズを把握し令和22（2040）年を見据えながら整備を進めます。

5 計画の進行管理と評価

「小矢部市高齢者保健福祉計画策定委員会」にて、本計画の進行管理と評価を行います。その際に、PDCAサイクルの考えに基づき、改善、計画、実施をしていきます。

PDCAサイクル



SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、平成27年(2015年)9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

国は「SDGs実施指針改定版(令和元(2019)年12月20日)」を定めており、地方自治体には「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が期待されています。本計画においてもSDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点を採り入れ、多様な主体による「パートナーシップ」によって持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



第2章

高齢者等の現状と推計

第2章 高齢者等の現状と推計

1 総人口と高齢者人口の推計

本市の総人口は緩やかな減少が続くと推計されています。高齢者人口は令和3年以降、減少していますが、64歳以下の人口の減少の方が大きいため、高齢化率は上昇が続く見込みです。

総人口と高齢者人口等の推移と推計

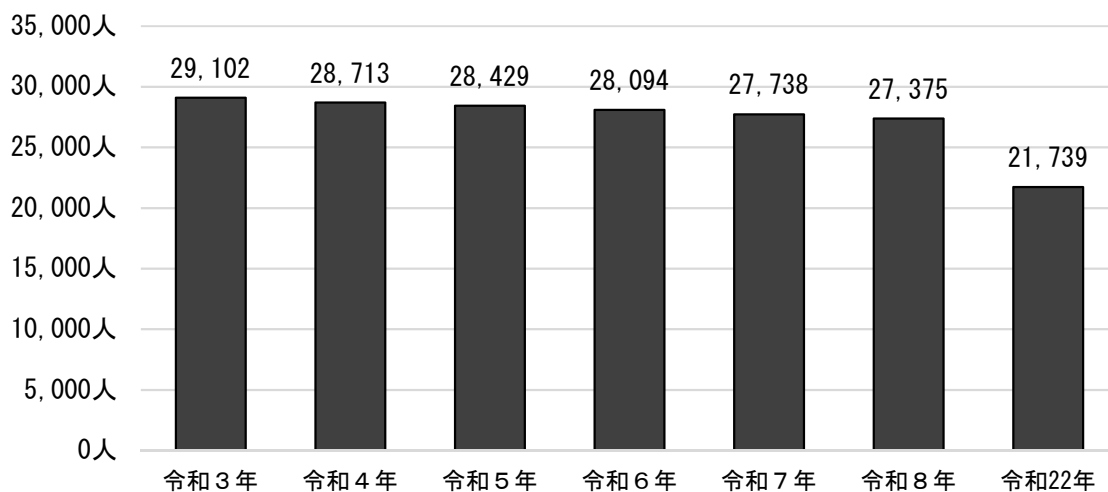
(単位：人、%)

| | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和22年 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | 29,102 | 28,713 | 28,429 | 28,094 | 27,738 | 27,375 | 21,739 |
| 40歳未満 | 9,230 | 8,963 | 8,865 | 8,674 | 8,507 | 8,359 | 6,439 |
| 40-64歳 | 9,146 | 9,026 | 8,906 | 8,801 | 8,698 | 8,551 | 6,342 |
| 65-69歳 | 2,237 | 2,130 | 2,077 | 2,044 | 1,974 | 1,929 | 1,898 |
| 70-74歳 | 2,978 | 2,764 | 2,572 | 2,367 | 2,204 | 2,119 | 1,537 |
| 75-79歳 | 1,786 | 2,017 | 2,198 | 2,368 | 2,559 | 2,715 | 1,527 |
| 80-84歳 | 1,507 | 1,556 | 1,614 | 1,664 | 1,646 | 1,517 | 1,465 |
| 85-89歳 | 1,233 | 1,241 | 1,172 | 1,133 | 1,092 | 1,116 | 1,265 |
| 90歳以上 | 985 | 1,016 | 1,025 | 1,043 | 1,058 | 1,069 | 1,266 |
| 40歳以上 | 19,872 | 19,750 | 19,564 | 19,420 | 19,231 | 19,016 | 15,300 |
| 高齢者人口 | 10,726 | 10,724 | 10,658 | 10,619 | 10,533 | 10,465 | 8,958 |
| 前期高齢者 | 5,215 | 4,894 | 4,649 | 4,411 | 4,178 | 4,048 | 3,435 |
| 後期高齢者 | 5,511 | 5,830 | 6,009 | 6,208 | 6,355 | 6,417 | 5,523 |
| 高齢化率 | 36.9 | 37.3 | 37.5 | 37.8 | 38.0 | 38.2 | 41.2 |

出典：住民基本台帳（令和3年～令和5年各年10月1日現在）

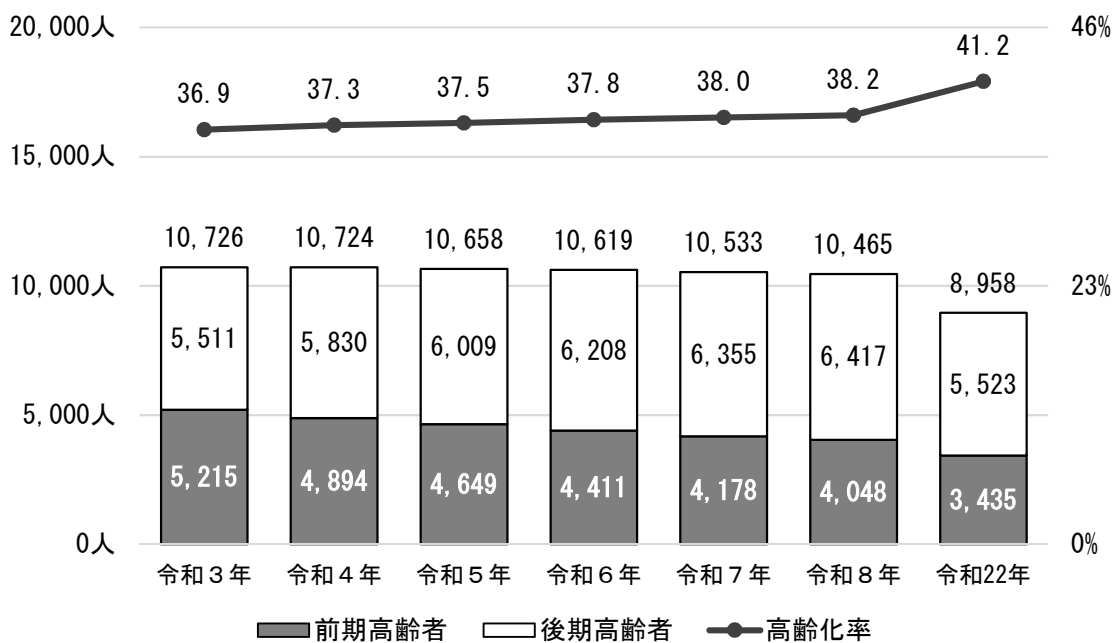
令和6年以降は、住民基本台帳の実績をもとに、コーホート変化率法で算出した推計値。

総人口の推移と推計



出典：住民基本台帳（令和3年～令和5年各年10月1日現在）

高齢者人口等の推移と推計



出典：住民基本台帳（令和3年～令和5年各年10月1日現在）

2 認知症高齢者の推計

長期の縦断的な認知症の有病率調査を行った久山町研究のデータから推計された認知症の有病率は、以下のとおりとなっています。

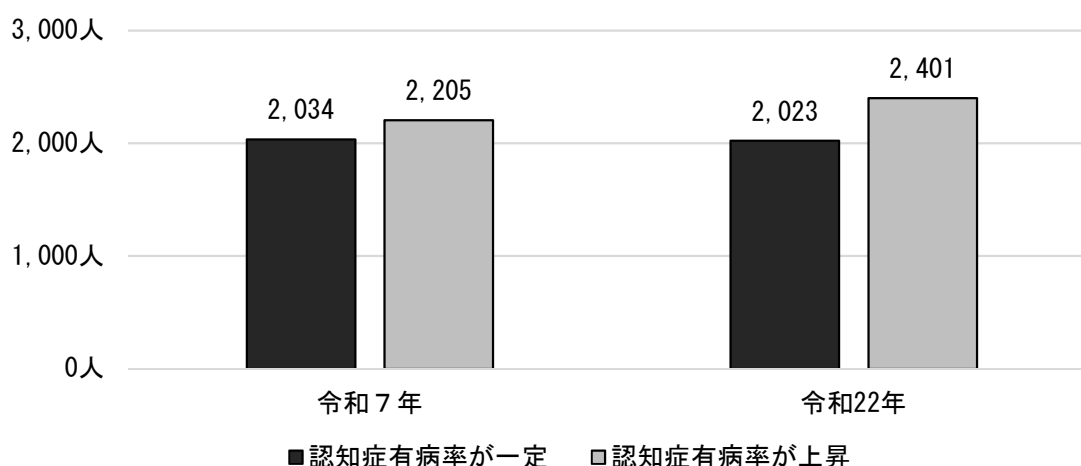
認知症高齢者の有病率

| | 令和7年 (2025年) | 令和22年 (2040年) |
|---|-----------------|------------------|
| 各年齢の認知症有病率が2012年以降一定と仮定した場合の将来推計 | 19.0% | 21.4% |
| 各年齢の認知症有病率が2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合の将来推計 | 20.6% | 25.4% |

出典：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）から抜粋

この有病率を小矢部市の人口推計に当てはめると、有病率が一定だった場合、認知症高齢者は令和7（2025）年には2,034人、令和22（2040）年には2,023人と推計されます。また、有病率が上昇すると仮定した場合は、令和7（2025）年には2,205人、令和22（2040）年には2,401人と推計されます。

認知症高齢者数の推計



[認知症高齢者増加の問題点]

- 日本人の平均寿命は、男性 81.05 歳、女性 87.09 歳（令和 4 年数値）です。健康寿命は令和元年時点で男性 72.68 年、女性 75.38 年と従来より伸びています。寿命の延伸により認知症高齢者も増加することが予測されます。

- 厚生労働省による『「認知症施策推進大綱」の進捗状況と今後』（令和 5 年 1 月 20 日）によれば、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年には、認知症の人は約 700 万人（65 歳以上高齢者の約 5 人に 1 人）となる見込みです。認知症によって介護が必要になり、適切な判断ができず消費者被害に遭う高齢者が増えるおそれがあります。また、必要な手続きをしてくれる親族がいない認知症高齢者も増加している等、権利擁護や日常生活における支援、予防、周囲の理解といったこと等が重要となってきています。

3 高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の推移

平成12年以降、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯等の高齢者世帯の増加が続いています。国や県に比べ、高齢者のいる一般世帯の割合が高く高齢者の単身世帯の割合は低くなっていますが、今後も高齢者世帯は増加することが予想されます。

高齢者世帯の状況

| | 調査年 | 一般世帯 A | 高齢者単身世帯 | | 高齢者夫婦世帯 | | 高齢者のいる一般世帯 | | |
|-----------|------------|-----------|---------|-------|---------|-------|------------|-------|--|
| | | | 世帯数 B | B/A | 世帯数 C | C/A | 世帯数 D | D/A | |
| 小矢部市 | 平成12年 | 9,306 | 427 | 4.6% | 651 | 7.0% | 5,329 | 57.3% | |
| | 平成17年 | 9,502 | 513 | 5.4% | 788 | 8.3% | 5,498 | 57.9% | |
| | 平成22年 | 9,547 | 643 | 6.7% | 979 | 10.3% | 5,759 | 60.3% | |
| | 平成27年 | 9,478 | 863 | 9.1% | 1,171 | 12.4% | 6,119 | 64.6% | |
| | 令和2年 | 9,673 | 1,104 | 11.4% | 1,139 | 11.8% | 6,212 | 64.2% | |
| | 増加率 | 平成12～17年 | 2.1% | 20.1% | | 21.0% | | 3.2% | |
| | | 平成17～22年 | 0.5% | 25.3% | | 24.2% | | 4.7% | |
| | | 平成22～27年 | -0.7% | 34.2% | | 19.6% | | 6.3% | |
| 平成27～令和2年 | | 1.0% | 27.9% | 1.0% | | 1.0% | | | |
| 富山県 | 平成12年 | 356,361 | 19,931 | 5.6% | 28,124 | 7.9% | 154,899 | 43.5% | |
| | 平成17年 | 370,230 | 25,255 | 6.8% | 34,286 | 9.3% | 167,894 | 45.3% | |
| | 平成22年 | 382,431 | 31,441 | 8.2% | 40,411 | 10.6% | 182,851 | 47.8% | |
| | 平成27年 | 390,313 | 39,871 | 10.2% | 47,615 | 12.2% | 200,852 | 51.5% | |
| | 令和2年 | 403,007 | 46,175 | 11.5% | 45,176 | 11.2% | 204,968 | 50.9% | |
| | 増加率 | 平成12～17年 | 3.9% | 26.7% | | 21.9% | | 8.4% | |
| | | 平成17～22年 | 3.3% | 24.5% | | 17.9% | | 8.9% | |
| | | 平成22～27年 | 2.1% | 26.8% | | 17.8% | | 9.8% | |
| 平成27～令和2年 | | 3.3% | 15.8% | 4.9% | | 2.0% | | | |
| 全国 | 平成12年(千世帯) | 46,782 | 3,032 | 6.5% | 3,661 | 7.8% | 15,045 | 32.2% | |
| | 平成17年(千世帯) | 49,062 | 3,865 | 7.9% | 4,487 | 9.1% | 17,204 | 35.1% | |
| | 平成22年(千世帯) | 51,842 | 4,791 | 9.2% | 5,251 | 10.1% | 19,338 | 37.3% | |
| | 平成27年(千世帯) | 53,332 | 5,928 | 11.1% | 6,079 | 11.4% | 21,713 | 40.7% | |
| | 令和2年(千世帯) | 55,704 | 6,716 | 12.0% | 5,830 | 10.5% | 22,655 | 40.7% | |
| | 増加率 | 平成12～17年 | 4.9% | 27.5% | | 22.6% | | 14.4% | |
| | | 平成17～22年 | 5.7% | 24.0% | | 17.0% | | 12.4% | |
| | | 平成22～27年 | 2.9% | 23.7% | | 15.8% | | 12.3% | |
| 平成27～令和2年 | | 4.4% | 13.2% | 5.9% | | 4.3% | | | |

※「高齢者夫婦世帯」は、国勢調査集計基準により夫65歳以上、妻60歳以上の条件

出典：国勢調査

[高齢者世帯増加の問題点]

- 地域社会との交流が減少し、地域から孤立するおそれがあります。そのため、心身状態や介護負担等の問題が深刻化してから発見される場合があります。また、疾病や災害等の緊急時に親族の連絡先が分からないといった情報不足のため、支援や対応に遅れが生じるおそれがあります。
- 介護が必要となった場合、高齢者による介護となる可能性が高くなります。介護者自身も高齢であることで、認知機能の低下や理解力の不足により適切な介護の提供が困難になるケースも発生する可能性があります。
- 高齢者世帯の形態として、高齢の親と独身の子の世帯が増加しています。特に独身の子が介護を担うケースも増加しており、介護者自身が社会的に孤立することや、介護を支援してくれる兄弟などの親戚が少ない等、適切な介護の提供が困難な世帯が増加する可能性があります。また、子が介護休業や介護休暇の制度を利用できない場合や、必要とするサービスを受けられない場合は、介護離職や介護放棄等を生む要因になるおそれがあります。

4 要支援・要介護認定者の推移と推計

本市の要支援・要介護認定者の総数（第2号被保険者含む）及び第1号被保険者数・認定率は減少傾向となっています。また、令和3年度から5年度にかけて、要介護3から要介護5の認定者数・構成率が減少しています。

認定率は、管内・県・国と比較すると高くなっています。

要介護認定者数の推移（各年度9月末現在）

(単位：人、%)

| | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|----|------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| 市 | 介護度 | 認定者数 | 構成率 | 認定者数 | 構成率 | 認定者数 | 構成率 |
| | | 要支援1 | 166 | 7.8 | 189 | 8.8 | 198 |
| | 要支援2 | 158 | 7.4 | 175 | 8.1 | 164 | 7.7 |
| | 要介護1 | 463 | 21.8 | 463 | 21.5 | 481 | 22.7 |
| | 要介護2 | 423 | 19.9 | 439 | 20.4 | 434 | 20.5 |
| | 要介護3 | 370 | 17.4 | 351 | 16.3 | 329 | 15.5 |
| | 要介護4 | 320 | 15.0 | 328 | 15.2 | 314 | 14.8 |
| | 要介護5 | 228 | 10.7 | 210 | 9.7 | 200 | 9.4 |
| | 合計 | 2,128 | 100.0 | 2,155 | 100.0 | 2,120 | 100.0 |
| | 1号被保 | 10,716 | | 10,713 | | 10,619 | |
| | 認定率 | 19.9 | | 20.1 | | 20.0 | |
| 管内 | 介護度 | 認定者数 | 構成率 | 認定者数 | 構成率 | 認定者数 | 構成率 |
| | 要支援1 | 699 | 8.4 | 839 | 10.1 | 857 | 10.5 |
| | 要支援2 | 699 | 8.4 | 716 | 8.6 | 696 | 8.6 |
| | 要介護1 | 2,001 | 23.9 | 1,976 | 23.8 | 2,011 | 24.7 |
| | 要介護2 | 1,528 | 18.3 | 1,525 | 18.4 | 1,494 | 18.4 |
| | 要介護3 | 1,343 | 16.0 | 1,219 | 14.7 | 1,152 | 14.2 |
| | 要介護4 | 1,206 | 14.4 | 1,151 | 13.9 | 1,129 | 13.9 |
| | 要介護5 | 895 | 10.7 | 862 | 10.4 | 787 | 9.7 |
| | 合計 | 8,371 | 100.0 | 8,288 | 100.0 | 8,126 | 100.0 |
| | 1号被保 | 43,924 | | 44,154 | | 43,924 | |
| | 認定率 | 19.1 | | 18.8 | | 18.5 | |
| 県 | 介護度 | 認定者数 | 構成率 | 認定者数 | 構成率 | 認定者数 | 構成率 |
| | 要支援1 | 7,026 | 10.7 | 7,304 | 11.1 | 7,672 | 11.6 |
| | 要支援2 | 7,198 | 11.0 | 7,398 | 11.2 | 7,436 | 11.2 |
| | 要介護1 | 14,690 | 22.4 | 14,711 | 22.3 | 14,806 | 22.3 |
| | 要介護2 | 12,008 | 18.3 | 11,999 | 18.2 | 12,015 | 18.2 |
| | 要介護3 | 9,695 | 14.8 | 9,757 | 14.8 | 9,696 | 14.6 |
| | 要介護4 | 8,737 | 13.3 | 8,753 | 13.3 | 8,686 | 13.1 |
| | 要介護5 | 6,190 | 9.4 | 6,112 | 9.3 | 5,978 | 9.0 |
| | 合計 | 65,544 | 100.0 | 66,034 | 100.0 | 66,289 | 100.0 |
| | 1号被保 | 336,464 | | 334,928 | | 332,699 | |
| | 認定率 | 19.5 | | 19.7 | | 19.9 | |

※「管内」は「砺波地方介護保険組合管内」を指しています。

※「1号被保」は「第1号被保険者」を指しています。

| | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|---|-------------|--------------------|-------|--------------------|-------|--------------------|-------|
| 国 | 介護度 | 認定者数 | 構成率 | 認定者数 | 構成率 | 認定者数 | 構成率 |
| | 要支援1 | 969,152 | 14.1 | 987,012 | 14.2 | 1,002,986 | 14.2 |
| | 要支援2 | 951,227 | 13.8 | 960,450 | 13.8 | 980,719 | 13.9 |
| | 要介護1 | 1,419,950 | 20.6 | 1,447,057 | 20.8 | 1,460,824 | 20.7 |
| | 要介護2 | 1,165,178 | 16.9 | 1,169,451 | 16.8 | 1,180,984 | 16.7 |
| | 要介護3 | 916,726 | 13.3 | 925,263 | 13.3 | 929,887 | 13.2 |
| | 要介護4 | 867,701 | 12.6 | 887,799 | 12.7 | 899,021 | 12.7 |
| | 要介護5 | 590,191 | 8.6 | 595,023 | 8.5 | 598,333 | 8.5 |
| | 合計 | 6,880,125 | 100.0 | 6,972,055 | 100.0 | 7,052,754 | 100.0 |
| | 1号被保 認定率 | 35,871,084 19.2 | | 35,890,242 19.4 | | 35,884,442 19.7 | |

※「1号被保」は「第1号被保険者」を指しています。

出典：介護保険事業状況報告（月報）

第8期計画期間中の要支援・要介護認定者の状況を踏まえ、令和22年度までの認定者数の推計は下表のとおりです。

要介護認定者数の推移と推計

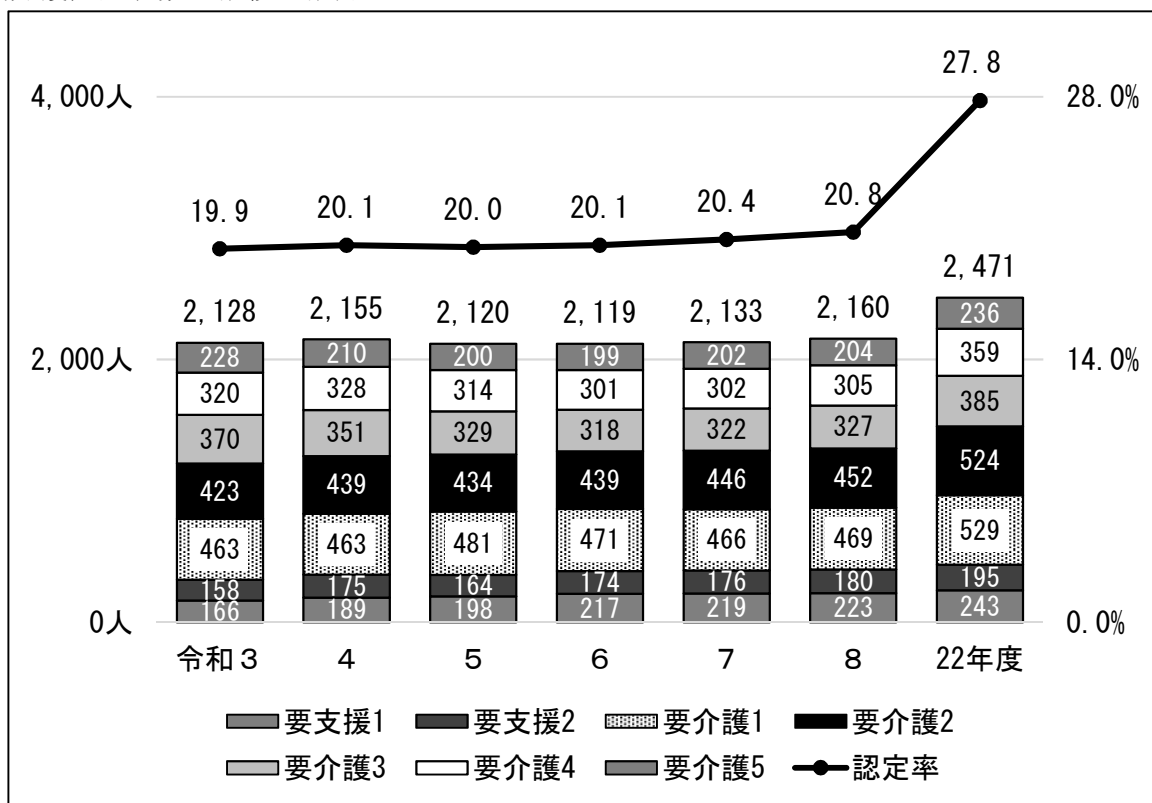
（単位：人、％）

| 介護度 | 実績値（年度） | | | 推計値（年度） | | | |
|------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|-------|
| | R3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 22 |
| 要支援1 | 166 | 189 | 198 | 217 | 219 | 223 | 243 |
| 要支援2 | 158 | 175 | 164 | 174 | 176 | 180 | 195 |
| 要介護1 | 463 | 463 | 481 | 471 | 466 | 469 | 529 |
| 要介護2 | 423 | 439 | 434 | 439 | 446 | 452 | 524 |
| 要介護3 | 370 | 351 | 329 | 318 | 322 | 327 | 385 |
| 要介護4 | 320 | 328 | 314 | 301 | 302 | 305 | 359 |
| 要介護5 | 228 | 210 | 200 | 199 | 202 | 204 | 236 |
| 総数 | 2,128 | 2,155 | 2,120 | 2,119 | 2,133 | 2,160 | 2,471 |
| 1号被保 | 10,716 | 10,713 | 10,619 | 10,533 | 10,465 | 10,373 | 8,902 |
| 認定率 | 19.9 | 20.1 | 20.0 | 20.1 | 20.4 | 20.8 | 27.8 |

※「1号被保」は「第1号被保険者」を指しています。

出典：砺波地方介護保険事業計画（実績値は各年9月末現在）
推計値は実績をもとに算出。

要介護認定者数の推移と推計



[要支援・要介護認定者増加の問題点]

- サービス利用者の増加に伴い、介護給付費が増加し保険料の増額につながります。
- 介護サービス需要の増加は人口の減少も伴い、介護人材の不足やサービスの質の低下のおそれがあります。

5 地域密着型サービスの整備状況

地域密着型サービスは、第8期計画期間中に認知症対応型共同生活介護で9床の減床があります。

地域密着型サービス整備量の推移

| 種別 | 令和2年度 まで | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 第8期計画 (総計) |
|-----------------------------|-------------|-------|-------|----------------|---------------|
| 小規模多機能型居宅介護(人) | 163 | 0 | 0 | 0 | 163 |
| 認知症対応型通所介護(人) | 24 | 0 | 0 | 0 | 24 |
| 認知症対応型共同生活介護(床) | 180 | 0 | 0 | -9 | 171 |
| 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護(床) | 58 | 0 | 0 | 0 | 58 |

6 高齢者の住まいの整備状況

平成15年に軽費老人ホーム(ケアハウス)が開設、平成24年3月には介護あんしんアパートが開設、平成29年10月には有料老人ホームが開設されました。

また、在宅高齢者の身体機能が低下しても住み慣れた自宅でできるだけ長く生活できるよう、在宅での生活の自立支援及び介護者の介護負担の軽減を図るため、住環境改善に必要な経費の助成を行っています。

高齢者の住まいの整備状況

| 種類 | 施設数 | 定員 |
|------------------|-----|-----|
| 軽費老人ホーム(ケアハウス) | 1 | 80人 |
| 介護あんしんアパート | 1 | 8人 |
| 有料老人ホーム | 1 | 9人 |
| うち、特定施設の指定を受けるもの | 0 | 0人 |

7 就労意欲や地域社会活動への関心の高まり

明るく活力に満ちた高齢社会の確立を目指して、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験や知識を生かし、サービス等の受け手だけではなくサービス等を提供する側にもなる等の役割を担うアクティブシニア（元気高齢者）が活躍する社会づくりが重要です。

今後も高齢者の就労に対する意欲がさらに高まると考えられることから、高齢者が培ってきた経験・知識・技術等を生かし、多様な就業ニーズに対応した就業・雇用環境の整備を進めていくことが必要となります。

このため、高齢者の多様性・自発性を十分に尊重しながら、多くの高齢者が自分たちの生きがいがいづくりと健康維持に努められるよう、また、支える側として地域の支え合いのネットワークに参加できるよう、市は、高齢者が活躍できる場や機会を確保し、その情報を提供しています。

シルバー人材センター登録状況

| | |
|-----------------|-----------------|
| シルバー人材センター登録会員数 | 340人（令和5年3月末現在） |
|-----------------|-----------------|

8 第8期計画の進捗状況

重点1 健康づくりと介護予防・社会参加の推進

(1) 健康寿命の延伸

| 事業等 | | 内容 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (計画値) |
|------------------------|----------|---------------|--------------------|--------------------|----------------|
| 健康増進事業 | 健康手帳新規発行 | 件数(件) | 541 | 504 | 520 |
| | 健康教育 | 回数(回) | 54 | 60 | 80 |
| | | 被指導者数(人) | 143 | 93 | 320 |
| | 健康相談 | 回数(回) | 25 | 29 | 50 |
| | | 被指導者数(人) | 64 | 41 | 120 |
| | 特定健康診査 | 受診率(%) | 54.7 | 55.8 | 60 |
| | 胃がん検診 | 受診者数(人) | 17.6 | 17.4 | 35 |
| 歯周疾患検診 | 受診者数(人) | 170 | 144 | 280 | |
| インフルエンザ予防接種 (65歳以上) | | 接種者数(人) | 58.3 | 55.8 | 64 |
| 肺炎球菌感染症(65歳) | | 接種率(%) | 45.8 | 36.8 | 35 |
| 健康寿命の延伸 | | 平均自立期間 (年) | 男性 80.1 女性 83.5 | 男性 80.5 女性 83.0 | 男性 延伸 女性 延伸 |

(2) 生きがいづくり・社会参加の推進

| 事業等 | | 内容 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (計画値) |
|-------------|----------|-------------|--------|--------|----------------|
| シルバー人材センター | | 会員数(人) | 333 | 340 | 385 |
| 老人生きがいセンター | 運営施設数 | | 1 | 1 | 1 |
| | 開催講座数 | | 4 | 3 | 4 |
| | 延利用者数(人) | | 1,936 | 1,906 | 1,900 |
| 高齢者健康交流センター | 運営施設数 | | 2 | 2 | 2 |
| | 延利用者数(人) | | 3,201 | 4,388 | 4,700 |
| | 再掲 | あらかわ サロン | 1,336 | 1,975 | 2,200 |
| | | つぎわ ランド | 1,865 | 2,413 | 2,500 |
| 老人福祉センター事業 | 事業の実施 | | 1 | 1 | 1 |
| | 利用団体数 | | 69 | 82 | 184 |
| | 延利用者数(人) | | 16,859 | 16,843 | 20,100 |

重点2 地域包括ケアシステムの推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化

| 事業等 | 内容 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (計画値) |
|--------|----------|-------|-------|----------------|
| 総合相談 | 件数 (件) | 2,430 | 2,971 | 3,400 |
| 地域ケア会議 | 開催回数 (回) | 15 | 17 | 20 |

(2) 在宅医療・介護連携の推進

| 事業等 | 内容 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (計画値) |
|---------------------|----------|-------|-------|----------------|
| 在宅医療・介護関係者に関する相談支援 | 件数 (件) | 178 | 160 | 250 |
| 多職種合同事例検討会・研修会 | 開催回数 (回) | 1 | 1 | 4 |
| 地域住民への普及啓発 | 開催回数 (回) | - | - | 1 |
| 在宅医療・介護連携に関する圏域内の連携 | 開催 (数) | 2 | 2 | 1 |
| 退院支援を受けた患者数 | 算定回数 (回) | 452 | 439 | 550 |

(3) 認知症施策の推進

| 事業等 | 内容 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (計画値) |
|-------------------------|------------|--------|--------|----------------|
| 認知症サポーター養成講座 | 累積開催回数 (回) | 314 | 321 | 350 |
| 認知症サポーター数 | 累積延人数 (人) | 11,534 | 11,680 | 13,000 |
| 認知症高齢者見守り・声かけ模擬訓練 | 開催回数 (回) | - | - | 1 |
| 認知症を知る集い | 開催回数 (回) | - | 1 | 1 |
| 認知症初期集中支援チーム員活動 | 件数 (件) | - | - | 2 |
| 認知症地域支援推進員配置 | 人数 (人) | 11 | 13 | 10 |
| 認知症カフェ (オレンジカフェ) 開設数 | 箇所数 (箇所) | 3 | 3 | 3 |

(4) 高齢者の権利を守る体制の推進

| 事業等 | 内容 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (計画値) |
|-------------|----------|-------|-------|----------------|
| 権利擁護相談 | 相談件数 (件) | 311 | 359 | 370 |
| 成年後見申立 | 申立件数 (件) | 2 | 2 | 3 |
| 市民後見人バンク登録数 | 登録者数 (人) | 5 | 7 | 7 |

(5) 安定した生活の場の確保の推進

| 事業等 | 内容 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (計画値) |
|----------------------|----------|---------|---------|----------------|
| 高齢者が住みよい 住宅改善支援事業 | 利用件数 (件) | 7 | 2 | 6 |
| 介護保険 住宅改修 | 申請件数 (件) | 104 | 97 | 120 |
| 軽費老人ホーム | 施設数/床数 | 1か所/80床 | 1か所/80床 | 1か所/80床 |
| 介護あんしんアパート | 施設数/床数 | 1か所/8床 | 1か所/8床 | 1か所/8床 |
| 有料老人ホーム | 施設数/床数 | 1か所/9床 | 1か所/9床 | 1か所/9床 |

(6) 介護人材の確保・質の向上及び業務効率化の推進

| 事業等 | 内容 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (計画値) |
|--------------|----------|-------|-------|----------------|
| 介護職員等研修会 | 開催回数 (回) | 1 | 1 | 2 |
| 介護職員初任者研修費助成 | 助成件数 (件) | - | - | 2 |

重点3 日常生活支援の推進

(1) 地域における生活支援の充実

| 事業等 | 内容 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (計画値) |
|-------------------------------|-----------|-------|-------|----------------|
| 食の自立支援事業 (令和4年度まで実施) | 利用人数(人) | 21 | 17 | - |
| | 利用延数(人) | 2,640 | 2,409 | - |
| 見守り配食事業(令和5年度から実施) | 利用人数(人) | - | - | 40 |
| 寝具洗濯消毒乾燥事業 | 利用人数(人) | 282 | 280 | 310 |
| 高齢者等見守り支援事業 (緊急通報装置の設置) | 台数(台) | 19 | 19 | 17 |
| 見守り高齢者ほのぼのカード による把握(社協報告分) | 把握件数(件) | 1,090 | 1,068 | 1,250 |
| 高齢者等除排雪支援事業 | 助成世帯数(世帯) | 5 | 6 | 15 |
| 地域見守り活動に関する 協力事業 | 協力者数(人) | 234 | 233 | 240 |
| 生活支援コーディネーターの配置 | 人数(人) | 14 | 14 | 11 |

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

①一般介護予防事業

| 事業等 | 内容 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (計画値) | |
|----------------------------|--------------------|-----------|-------|----------------|-------|
| 把握 介護 事業 予防 | 訪問 | 延件数(件) | 525 | 448 | 550 |
| | 基本チェックリスト | 配布数(件) | 5,835 | 5,906 | 6,400 |
| | | 実施数(件) | 4,596 | 4,465 | 4,800 |
| 介護 予防 普及 啓発 事業 | 健康教育 | 実施回数(回) | 143 | 127 | 170 |
| | | 参加延人数(人) | 1,583 | 1,380 | 2,000 |
| | 元気 フェスティバル | 実施回数(回) | - | 1 | 1 |
| | | 参加人数(人) | - | 282 | 1,000 |
| | 介護 予防 教室(委託) | 委託箇所数(箇所) | 3 | 3 | 3 |
| | | 実施回数(回) | 65 | 62 | 80 |
| | | 参加延人数(人) | 760 | 736 | 1,000 |
| | 栄養改善※ | 実施回数(回) | - | - | - |
| | | 参加延人数(人) | - | - | - |
| | 口腔機能向上※ | 実施回数(回) | - | - | - |
| | | 参加延人数(人) | - | - | - |
| | いきいき百歳 プラスワン体操 | 取組地区数 | 12 | 13 | 25 |
| 参加人数(人) | | 106 | 203 | 250 | |
| 啓発媒体作成配布 | 作成数 | 1 | - | 1 | |

※令和3～4年度についてはコロナ禍のため実施なし。

令和5年度より高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業に移行。

| 事業等 | | 内容 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (計画値) | |
|--------------|-----------------|-------------------|-----------|-------|----------------|--------|
| 地域介護予防活動支援事業 | 健康づくり ボランティア | ボランティア養成 | 実施回数(回) | 9 | 20 | 10 |
| | | | 参加延人数(人) | 28 | 142 | 150 |
| | | ボランティア育成 | 実施回数(回) | 5 | 6 | 18 |
| | | | 参加延人数(人) | 244 | 221 | 600 |
| | 高齢者食生活改善 | 地区講習会 | 実施回数(回) | 14 | 16 | 28 |
| | | | 参加延人数(人) | 414 | 759 | 1,700 |
| | 地区組織活動育成支援 | いきいきサロン | 登録団対数(団体) | 83 | 79 | 100 |
| | | | 実施回数(回) | 503 | 569 | 700 |
| | | | 参加延人数(人) | 9,368 | 10,264 | 16,000 |
| | | 食生活改善推進員 地区活動 | 実施回数(回) | 7 | 6 | 14 |
| | | | 参加延人数(人) | 170 | 437 | 1,000 |
| | | ヘルスボランティア 地区活動 | 訪問延件数(件) | 8 | 9 | 40 |
| | | | 実施回数(回) | 42 | 69 | 270 |
| | | | 実施人数(人) | 647 | 1,250 | 4,800 |
| | | 介護予防教室 (委託) | 委託箇所数(箇所) | 3 | 3 | 3 |
| | | | 実施回数(回) | 57 | 65 | 120 |
| | 参加延人数(人) | | 483 | 539 | 1,300 | |

②介護予防・生活支援サービス事業

| 事業等 | | 内容 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (計画値) |
|---------------|------------|----------|---------|-------|----------------|
| サービス事業 訪問型 | 生活援助等（委託） | 実施件数（件） | 209 | 214 | 280 |
| | | 機能訓練 | 実施回数（回） | 42 | 47 |
| サービス事業 通所型 | 運動機能向上（委託） | 参加延人数（人） | 515 | 661 | 700 |
| | | 実施回数（回） | 283 | 300 | 270 |
| | 認知症予防※ | 参加延人数（人） | 1,056 | 851 | 800 |
| | | 実施回数（回） | - | - | - |
| | | 参加延人数（人） | - | - | - |
| | | 実施回数（回） | - | - | - |

※コロナ禍のため実施なし

(3) 避難行動要配慮者支援対策の充実

| 事業等 | 内容 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (計画値) |
|----------------|-------------------|-------|-------|----------------|
| 災害時避難行動要支援者台帳 | 整備 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 支援を要する高齢者の安全確保 | 地域団体との 情報共有と連携 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 災害及び感染症対策の普及啓発 | 実施 | 継続 | 継続 | 継続 |

9 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的

本計画策定に向け、住民の生活状態に合った介護サービス等を提供するため、高齢者の方々の実情を把握し、実情に応じた計画にするためアンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象者と方法

調査対象者：令和5年4月1日現在、小矢部市内にお住まいの65歳以上の方

調査方法：郵送調査

調査期間：令和5年5月12日～5月31日

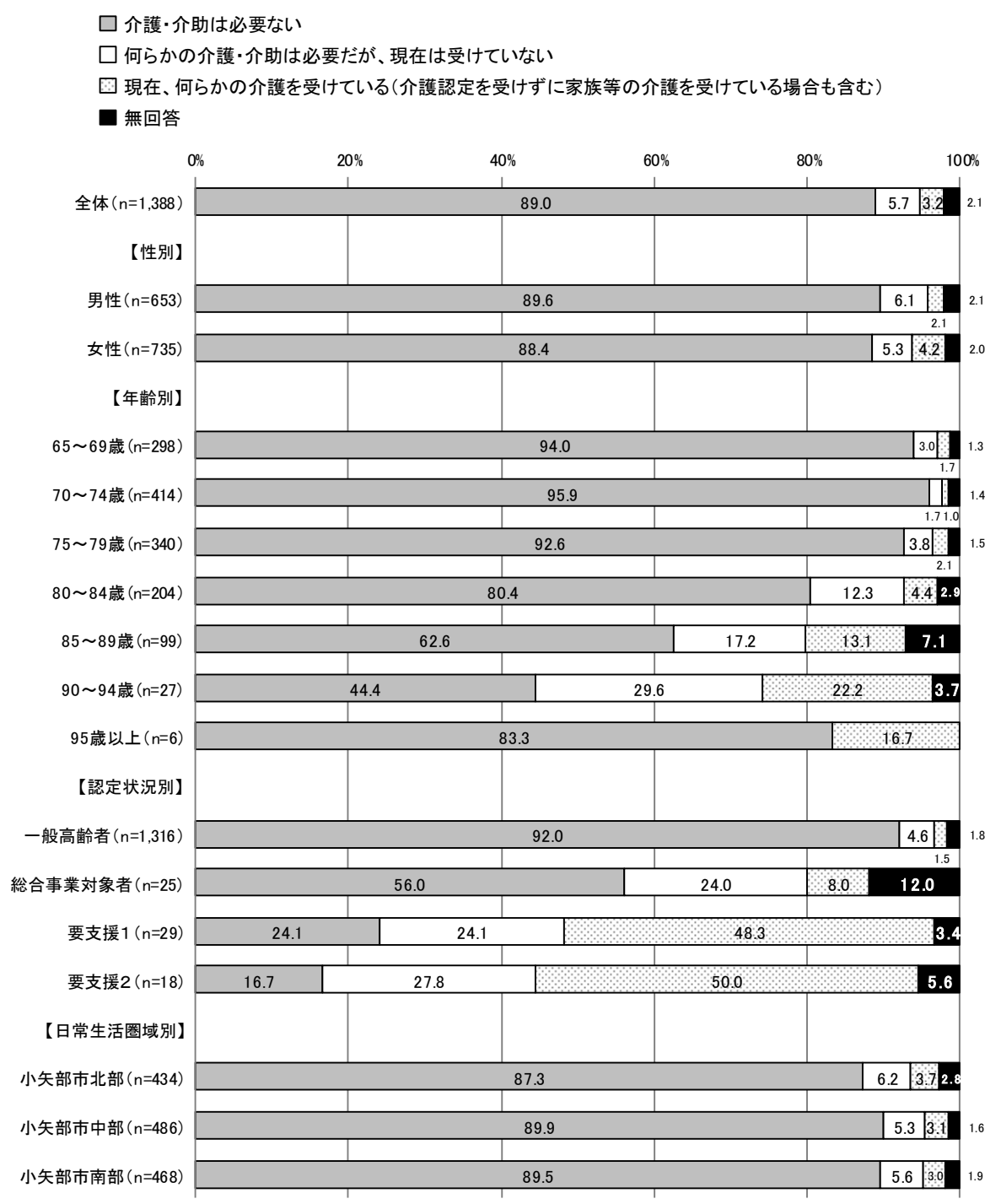
(3) 回収状況

| 調査人数 | 回収数 | 回収率 |
|--------|--------|-------|
| 2,020人 | 1,388件 | 68.7% |

(3) 調査結果概要

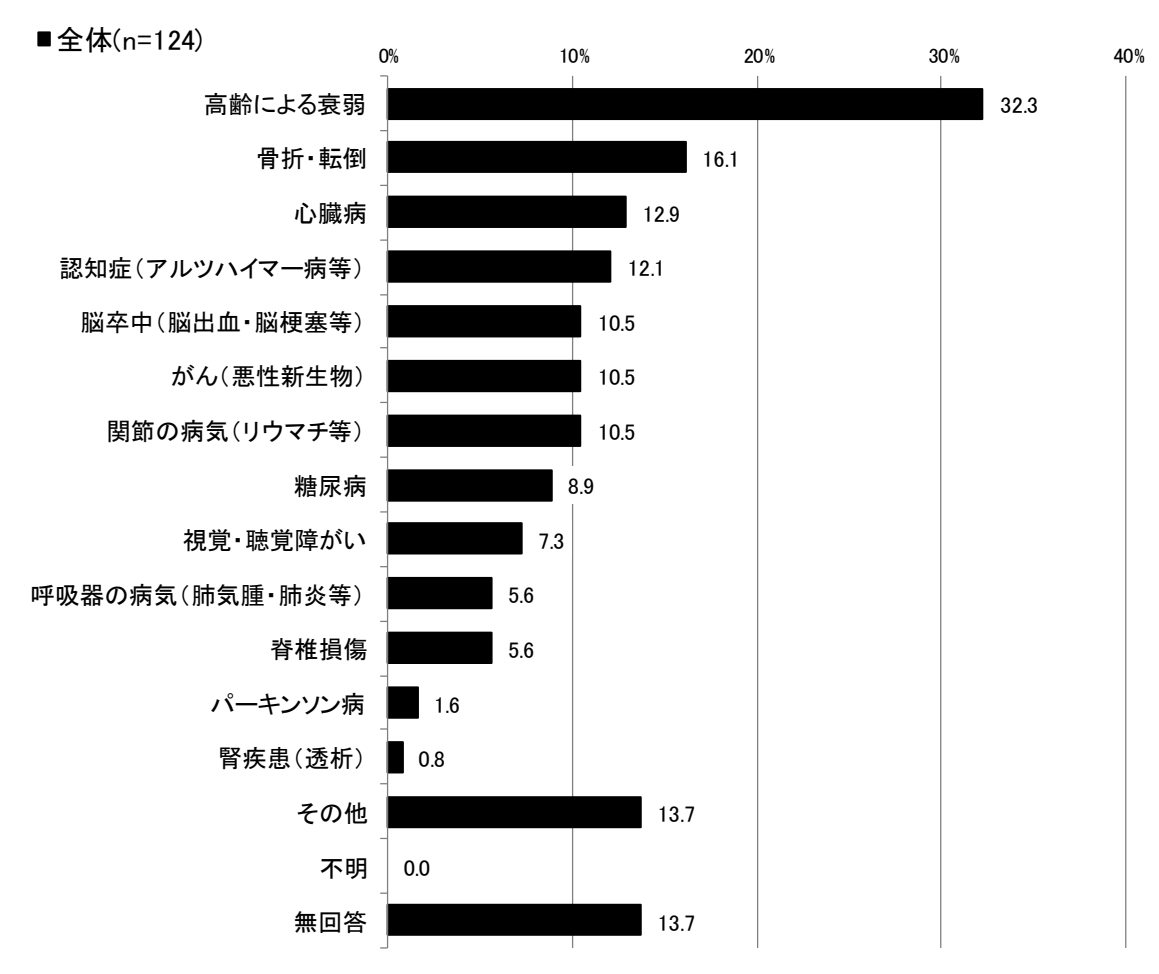
① 普段の生活で介護・介助が必要か

介護・介助の必要性について、全体では「介護・介助は必要ない」が89.0%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が5.7%、「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族等の介護を受けている場合も含む）」が3.2%となっています。



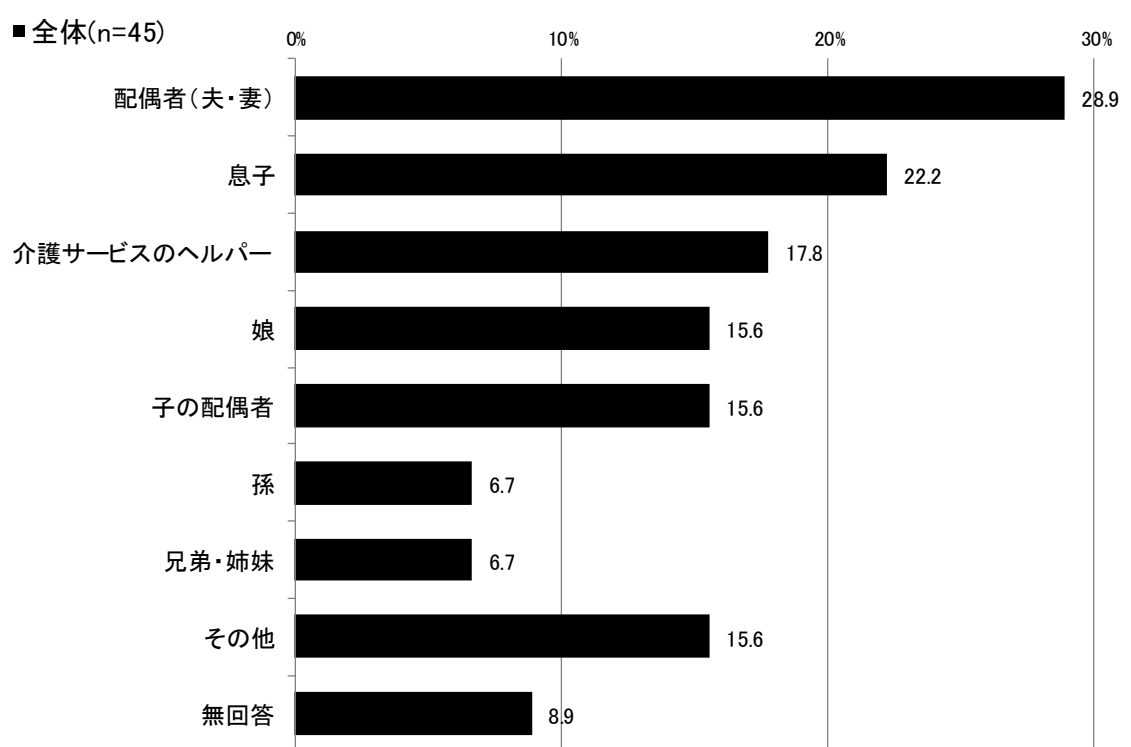
② 介護・介助が必要になった主な原因

介護・介助が必要になった主な原因について、回答者124人（問2で「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」または「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族等の介護を受けている場合も含む）」と回答した人）のうち、全体では「高齢による衰弱」が32.3%、「骨折・転倒」が16.1%、「心臓病」が12.9%、「認知症（アルツハイマー病等）」が12.1%等となっています。



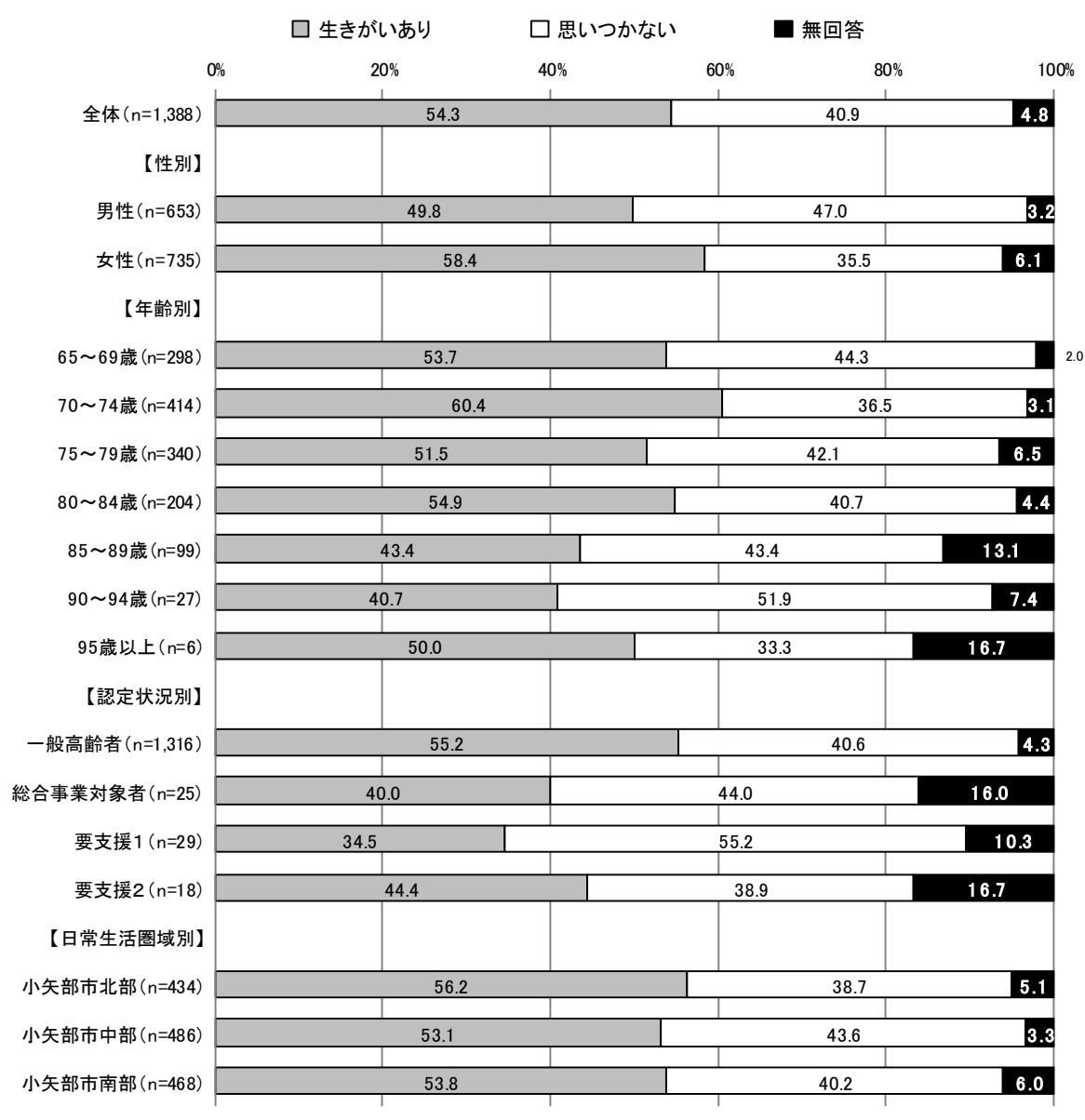
③ 主に誰の介護・介助を受けているか

主に誰の介護・介助を受けているかについて、回答者45人（問2で「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族等の介護を受けている場合も含む）」と回答した人）のうち、全体では「配偶者（夫・妻）」が28.9%、「息子」が22.2%、「介護サービスのヘルパー」が17.8%等となっています。



④ 生きがいはあるか

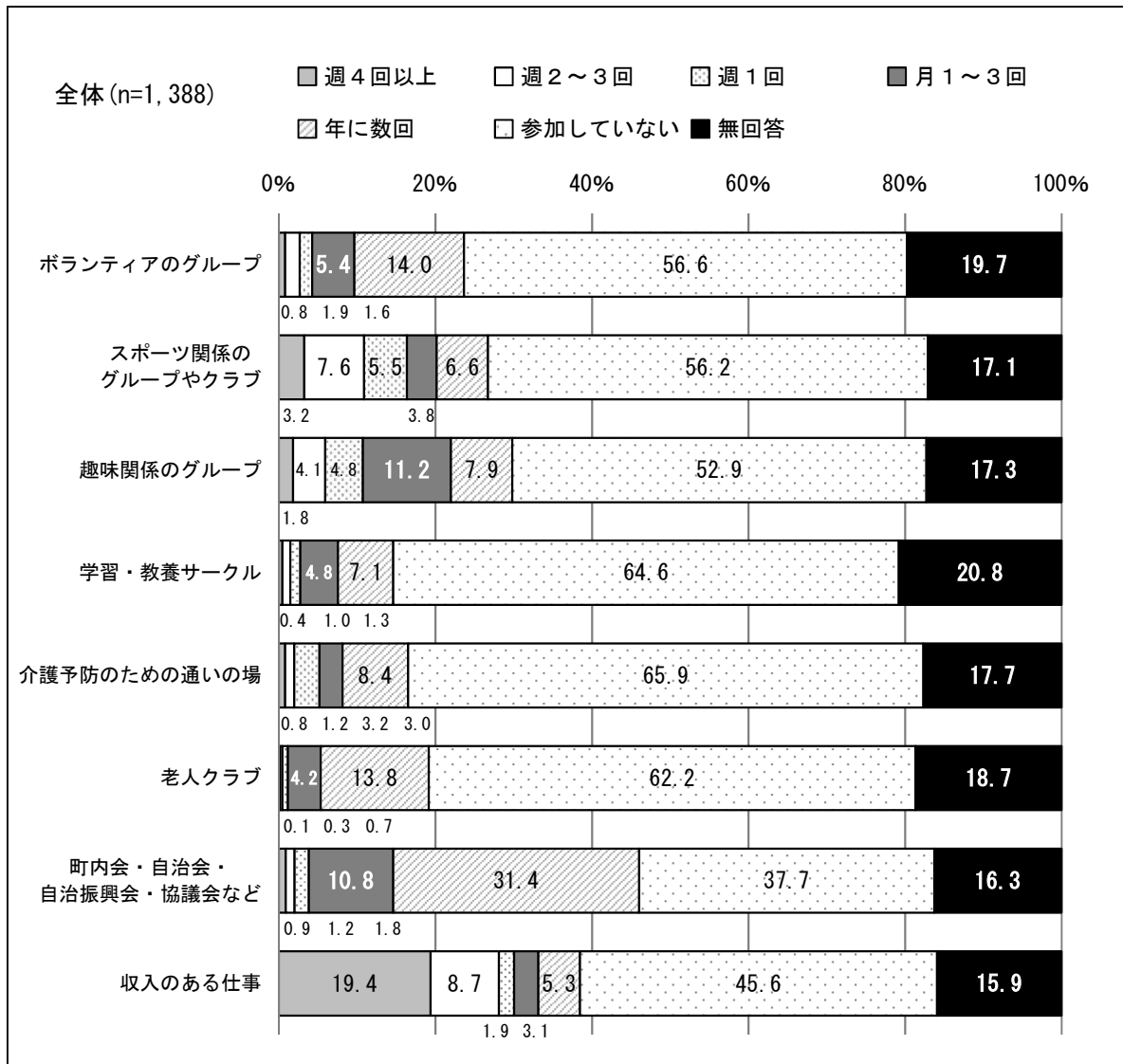
生きがいはあるかについて、全体では「生きがいあり」が54.3%、「思いつかない」が40.9%となっています。



⑤ 地域活動等への参加頻度

地域活動等への参加頻度は、「町内会・自治会・自治振興会・協議会など」と「収入のある仕事」以外は「参加していない」が50.0%を超えています。

「年に数回」以上の参加は、「町内会・自治会・自治振興会・協議会など」で46.1%と最も高くなっています。



⑥ 地域活動等への参加者としての参加意向

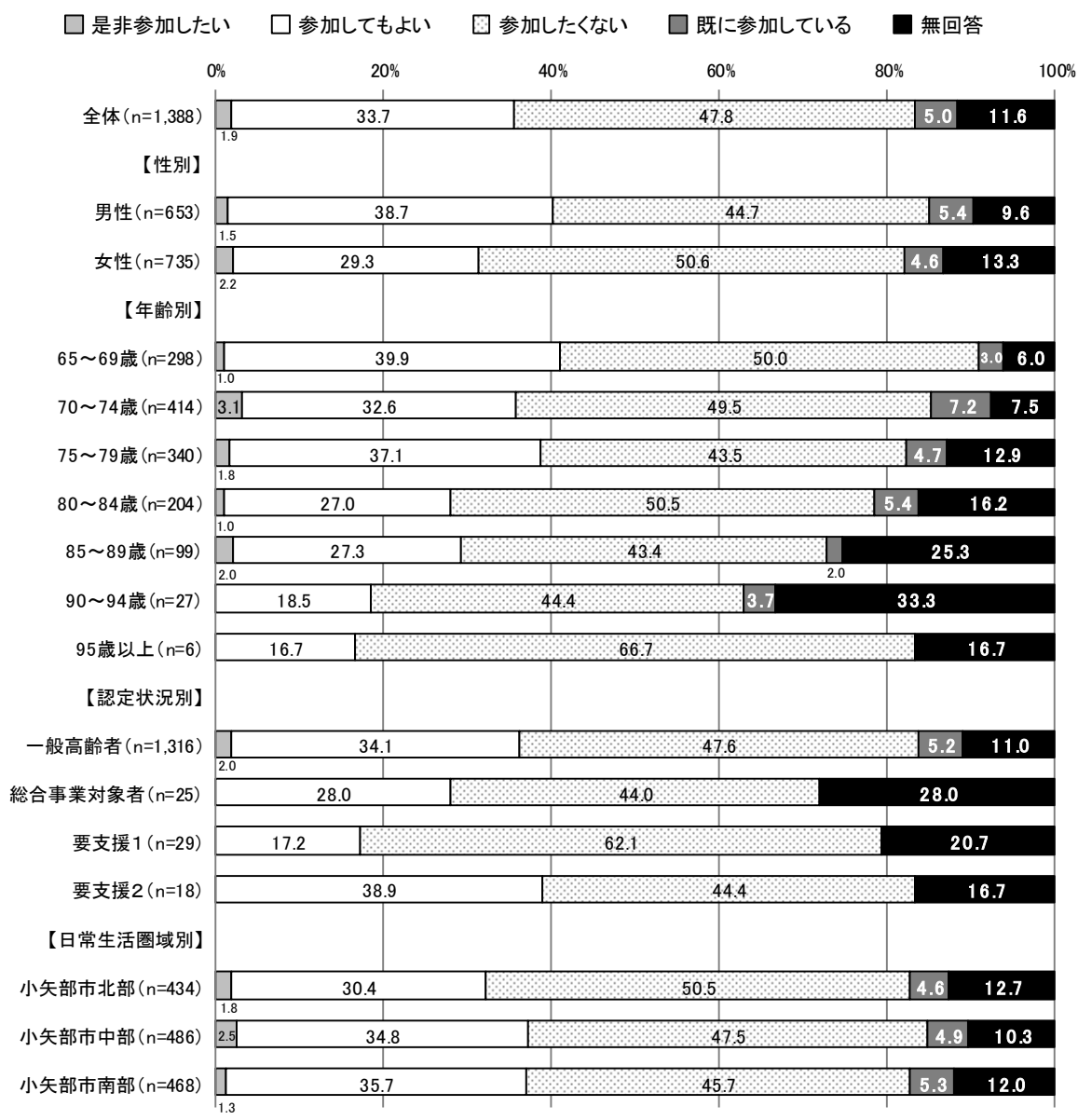
参加者としての参加意向について、全体では「参加してもよい」が52.4%、「参加したくない」が29.8%、「是非参加したい」が7.4%、「既に参加している」が5.6%となっています。



⑦ 地域活動等への企画・運営としての参加意向

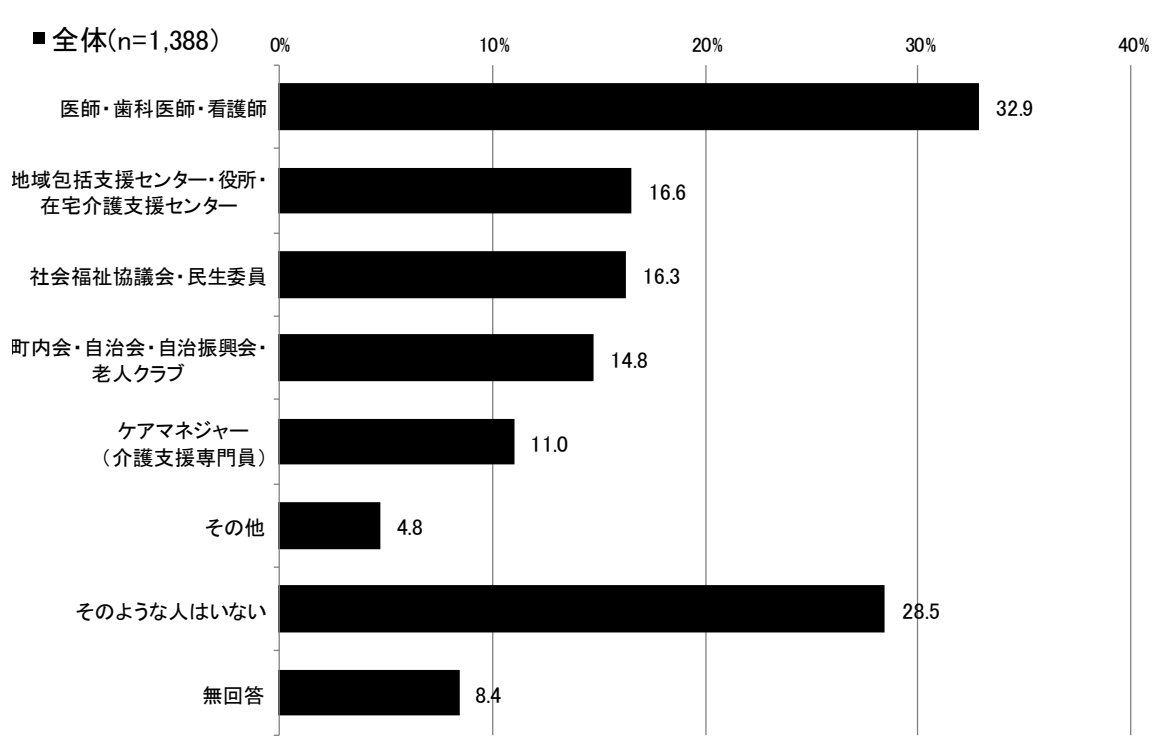
企画・運営としての参加意向について、全体では「参加したくない」が47.8%、「参加してもよい」が33.7%、「既に参加している」が5.0%、「是非参加したい」が1.9%となっています。

性別でみると、女性は男性に比べて「参加したくない」の割合が高くなっています。



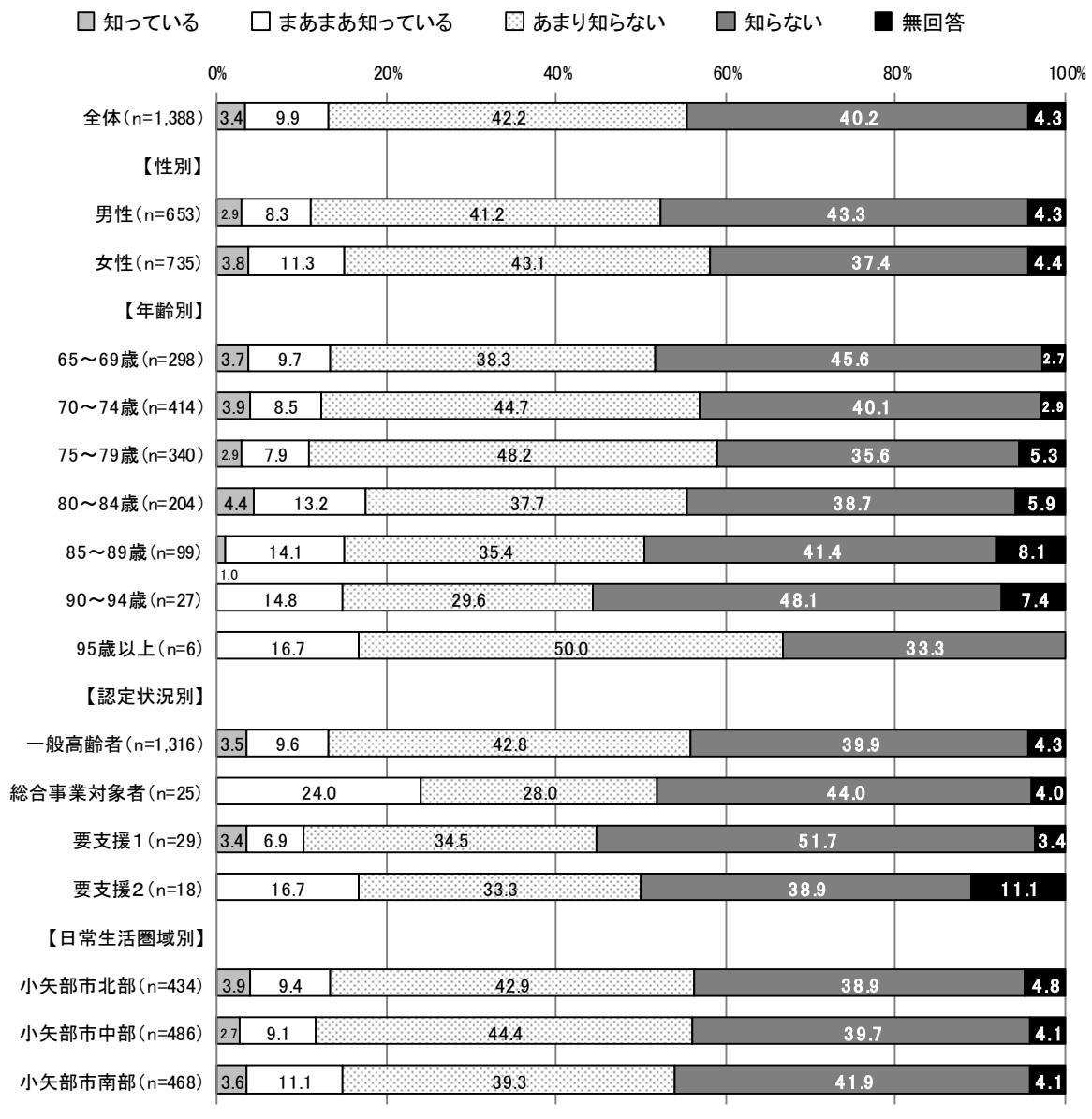
⑧ 家族や友人・知人以外の相談相手

何かあったときに相談する相手について、全体では「医師・歯科医師・看護師」が32.9%、「地域包括支援センター・役所・在宅介護支援センター」が16.6%、「社会福祉協議会・民生委員」が16.3%、「町内会・自治会・自治振興会・老人クラブ」が14.8%、「ケアマネジャー（介護支援専門員）」が11.0%等となっています。また、「そのような人はいない」が28.5%となっています。



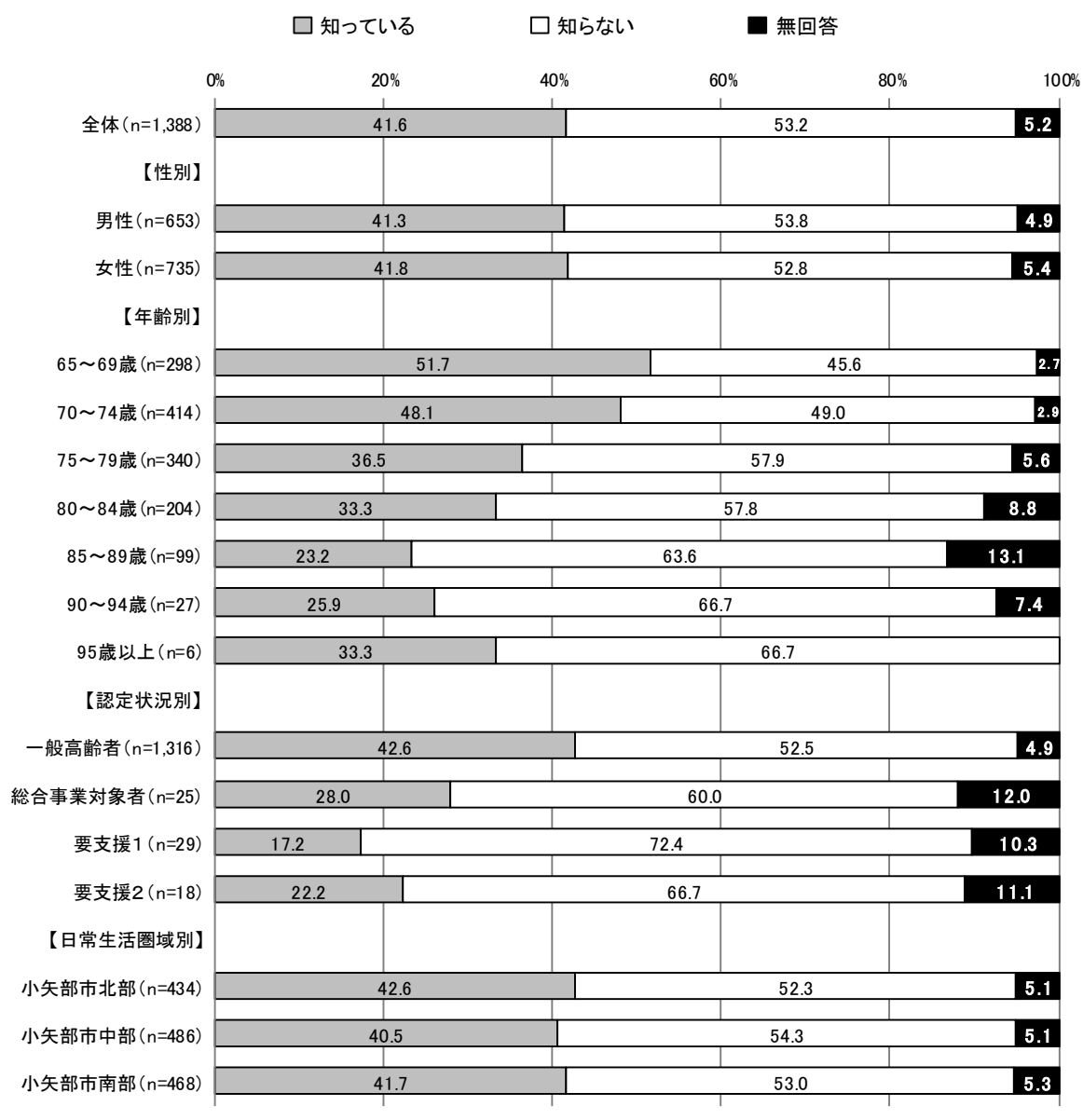
⑨ ACP（人生会議）の認知

ACP（人生会議）の認知について、全体では「あまり知らない」が42.2%、「知らない」が40.2%、「まあまあ知っている」が9.9%、「知っている」が3.4%となっています。



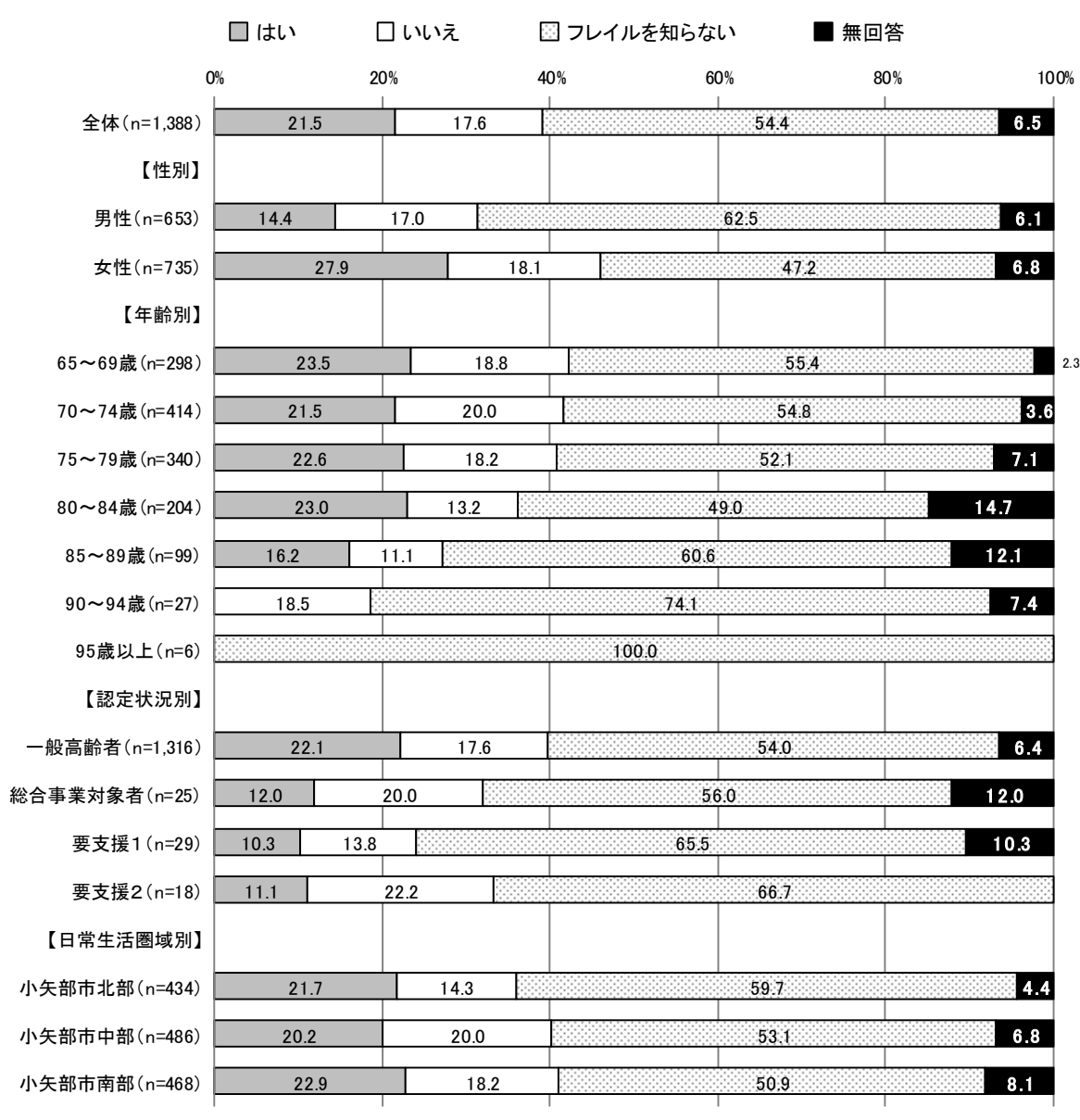
⑩ 成年後見制度の認知

成年後見制度の認知について、全体では「知らない」が53.2%、「知っている」が41.6%となっています。



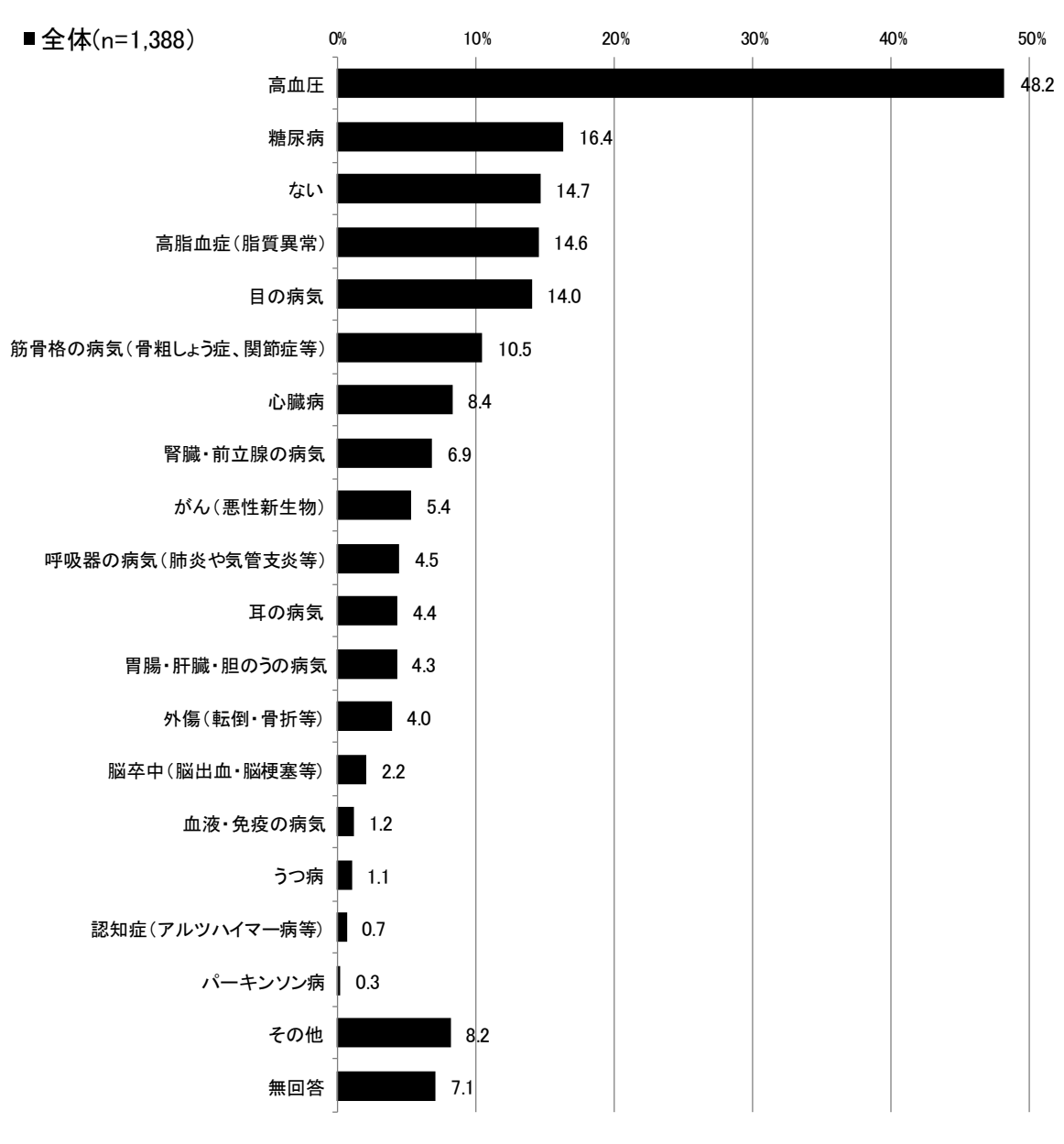
⑪ フレイル予防に取り組んでいるか

フレイル予防に取り組んでいるかについて、全体では「フレイルを知らない」が54.4%、「はい」が21.5%、「いいえ」が17.6%となっています。



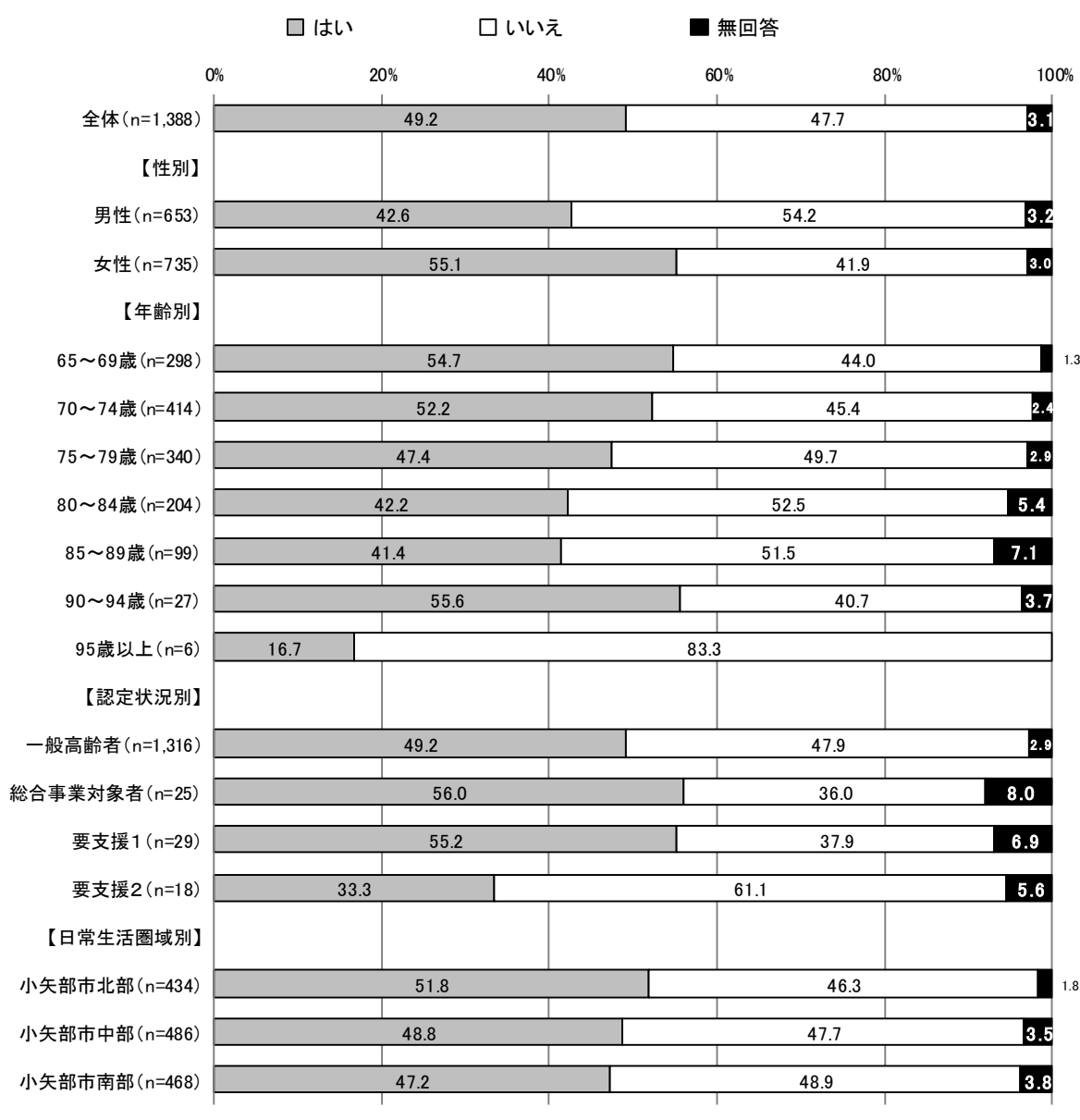
⑫ 現在治療中、または後遺症のある病気

現在治療中、または後遺症のある病気について、全体では「高血圧」が48.2%、「糖尿病」が16.4%、「ない」が14.7%、「高脂血症（脂質異常）」が14.6%、「目の病気」が14.0%、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」が10.5%等となっています。



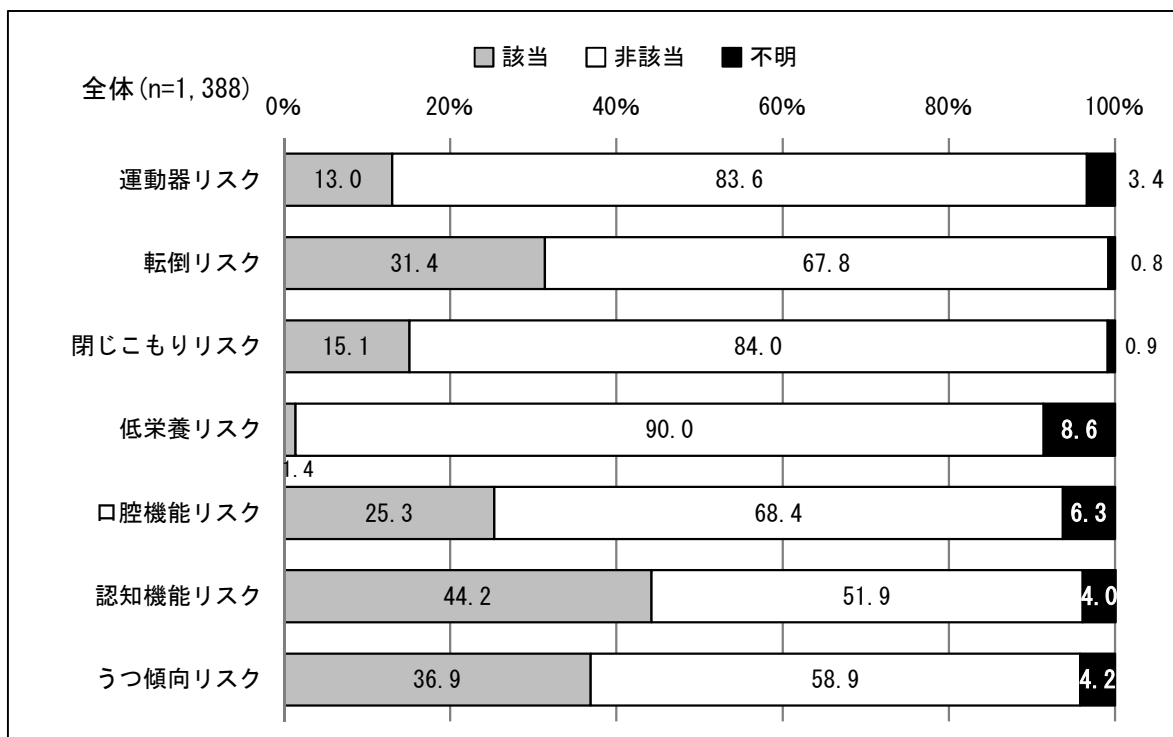
⑬ 認知症に関する相談窓口の認知度

認知症に関する相談窓口を知っているについて、全体では「はい」が49.2%、「いいえ」が47.7%となっています。



⑭ リスク判定結果

チェックリストによるリスク判定の該当結果は、「認知機能リスク」が44.2%、「うつ傾向リスク」が36.9%、「転倒リスク」が31.4%等となっています。



(4) 調査結果からみえた課題

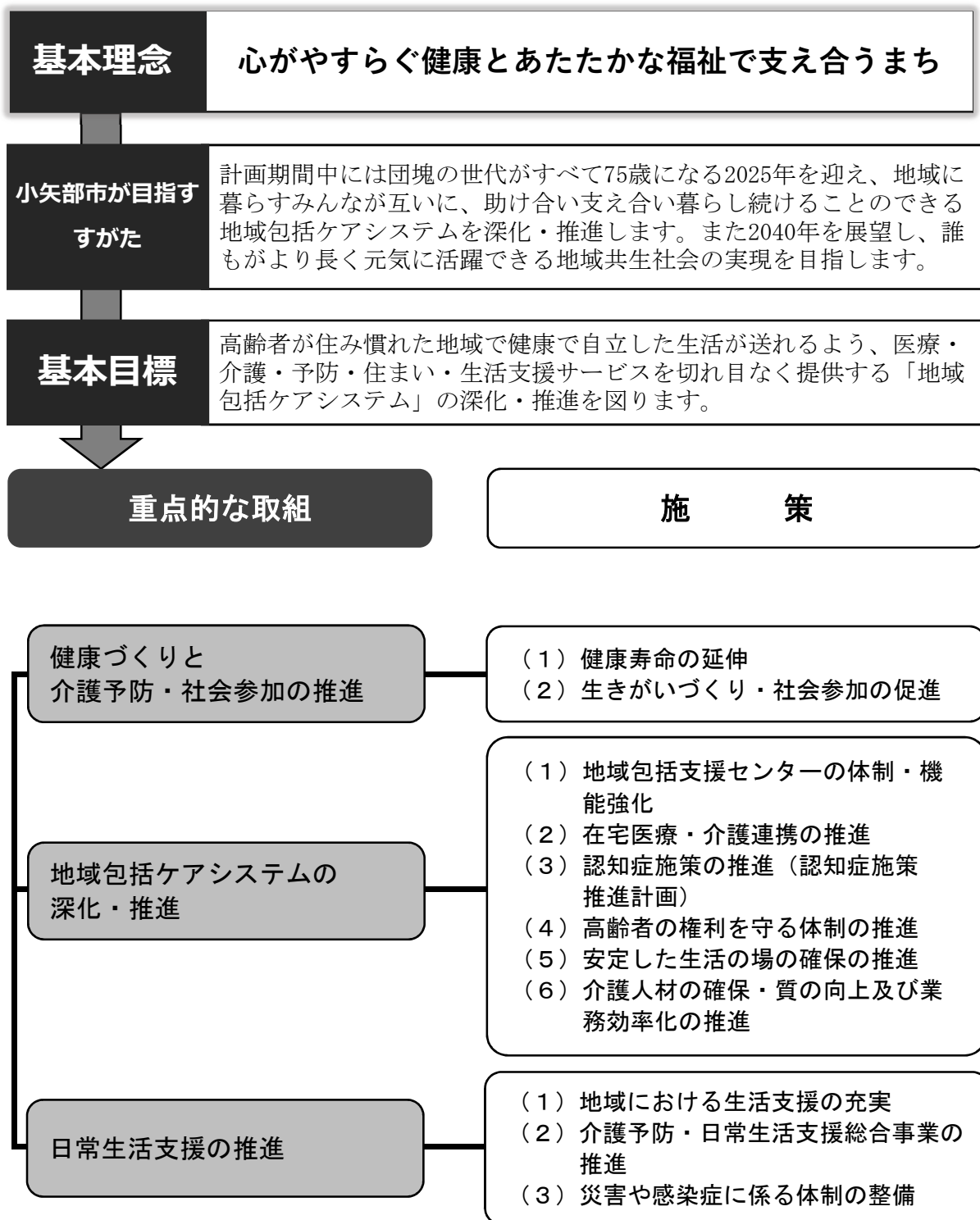
- 介護・介助が必要になった主な原因は「高齢による衰弱」(32.3%)が最も高くなっています。また、「フレイルを知らない」と回答した人が54.4%となっていることから、フレイルの周知やフレイル予防を促進していくことが重要です。
- 生きがいがあるかについて、「思いつかない」と回答した人が40.9%となっています。生きがいを持つことはメンタルケアの維持や向上ともつながってくるため、生きがいを持てるきっかけづくりを提供していく必要があります。
- 地域活動等に参加者として「是非参加したい」「参加してもよい」と回答した人を合わせると59.8%であった反面、ボランティア、スポーツ関係、趣味関係、学習・教養サークル、老人クラブ等では、半数以上が「参加していない」と回答しています。また、企画・運営として「参加したくない」と回答した人が47.8%となっており、地域活動等への参加を促していくことが重要です。
- 家族や友人・知人以外の相談相手がない人が28.5%となっています。「医師・歯科医師・看護師」等のほか、「地域包括支援センター・役所・在宅介護支援センター」等の連携等、一人で抱え込ませない体制づくりが求められます。
- ACP（人生会議）の認知について、「あまり知らない」が42.2%、「知らない」が40.2%、「まあまあ知っている」が9.9%、「知っている」が3.4%となっています。このACPについても周知をしていくことが必要です。
- 認知症に関する相談窓口を知っている人が49.2%となっており、前回の33.8%から約15%改善しました。成年後見制度について知らない人が53.2%となっており、成年後見制度の周知が必要です。認知症に関する相談窓口及び成年後見制度の周知を行い、認知症への理解促進も図る等、認知症に関する施策を進めていくことが求められます。
- リスク判定結果から、認知機能リスク、うつ傾向リスク、転倒リスクに重点を置いた介護予防教室や、日常生活上で取り組むことができる予防方法等を促進していくことが重要です。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 体系図



2 基本理念と小矢部市が目指すすがた

小矢部市では、「第7次総合計画」の基本目標である「心がやすらぐ健康とあたたかな福祉で支え合うまち」を基本理念とし、団塊の世代がすべて後期高齢者になる2025年に対応できるよう、地域に暮らすみんなが互いに、助け合い支え合い暮らし続けることのできる地域包括ケアシステムを深化・推進します。

また令和22（2040）年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる地域共生社会の実現を目指します。

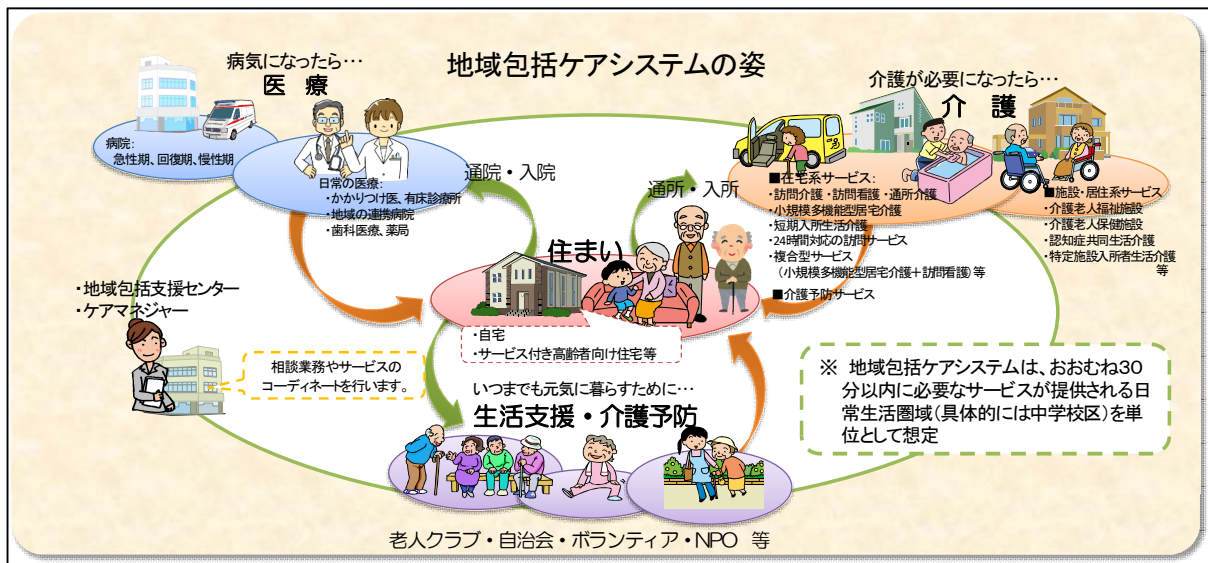
3 基本目標と3つの重点的な取組

基本理念を実現するための本計画の基本目標は、「高齢者が住み慣れた地域で健康で自立した生活ができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する『地域包括ケアシステム』の深化・推進を図ります」とし、①健康づくりと介護予防・社会参加の推進、②地域包括ケアシステムの深化・推進、③日常生活支援の推進、を重点的な取組とします。

4 地域共生社会の実現に向けて

地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていくことは、様々な人や団体等のつながりを生み、それは個別支援だけではなく、総合的・包括的な支援の提供にもつながっていきます。

そして、本人の住まいや暮らし方に対する意思に基づいた選択のほか、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制の整備、地域の特性や令和22（2040）年を見据えたサービス・人的基盤の整備、介護人材の確保や業務効率化等、地域包括ケアシステムの深化・推進を図りながら、同時に地域づくりを進めていくことで、地域共生社会の実現を目指します。



出典：厚生労働省ホームページ



出典：地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 参考資料

第4章

施策の取組

第4章 施策の取組

1 健康づくりと介護予防・社会参加の推進

(1) 健康寿命の延伸

【現状と課題】

- ・「第3次健康おやべプラン21」に基づき健康づくり事業に取り組んでいきます。
- ・介護保険申請時の主要原因疾患は認知症、脳血管疾患、筋骨格系の疾患が上位を占めています。健康づくり部門と連携した生活習慣病の予防や重症化予防対策が重要です。
- ・アンケート調査では、介護・介助が必要になった主な原因として「高齢による衰弱」が32.3%と高く、フレイル予防等を促進していくことが重要です。

要介護認定申請主要原因疾病

(単位：%)

| | 男性 | 女性 | 合計 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 認知症 | 25.3 | 35.7 | 32.2 |
| 筋骨格系疾患 | 17.0 | 27.3 | 23.8 |
| 脳血管疾患 | 17.1 | 7.2 | 10.6 |
| 悪性新生物 | 9.7 | 3.4 | 5.5 |
| 心疾患 | 6.7 | 4.5 | 5.3 |
| 高血圧 | 3.0 | 4.5 | 4.0 |
| 糖尿病 | 2.7 | 2.3 | 2.4 |
| フレイル等※ | 3.2 | 1.9 | 2.4 |
| 呼吸器疾患 | 2.1 | 1.4 | 1.6 |
| パーキンソン病関連疾患 | 1.9 | 1.7 | 1.8 |
| 腎疾患 | 1.9 | 0.4 | 0.9 |
| 脊髄小脳変性症 | 0.6 | 0.1 | 0.3 |
| その他 | 8.8 | 9.5 | 9.2 |
| 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

※筋力低下、廃用症候群、サルコペニア、ロコモティブシンドローム等を含む

令和4年4月～令和5年3月要介護認定申請件数1,561件

出典：健康福祉課調査

健康寿命の延伸

| 項目 | 性別 | 現状値 (R4) |
|---------------|----|----------|
| 平均寿命 (平均余命) | 男性 | 82.4歳 |
| | 女性 | 86.8歳 |
| 健康寿命 (平均自立期間) | 男性 | 80.5年 |
| | 女性 | 83.0年 |

出典：第3次健康おやべプラン21

【具体的な取組】

①健康づくりと介護予防の推進

- ・健康診査等の受診率の向上を図ります。
- ・広報やホームページ、各種保健事業を通じて健康情報の提供に努めます。
- ・健康づくりや介護予防に積極的に取り組めるよう健康教室を開催します。
- ・いつまでも自分の歯でおいしく食べるためにオーラルフレイル予防や口腔機能向上について普及啓発に努めます。
- ・年代に応じた健康的な食生活を実践できるよう、健康づくりボランティアと共に地域への普及に努めます。
- ・保健事業と介護予防を一体的に実施します。(健診データ等の活用)
- ・フレイル予防の啓発と指導及びリハビリ専門職との連携を図ります。

②生活習慣病の予防や重症化予防対策の推進

- ・生活習慣病予防教室や健康相談の充実を図ります。
- ・医療機関や関係機関と連携し、重症化の予防を図ります。

③健康づくりや介護予防の環境整備

- ・健康づくりボランティア活動を支援します。
- ・地域の各種団体と連携し、地域での健康づくりや介護予防を強化します。

【市民一人ひとりの実践】

- ・生活習慣病やフレイル予防に努めます。
- ・健康診査等を受診し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。
- ・健康づくりや介護予防活動に参加します。

【地域の取組】

- ・地域ぐるみで健康づくりや介護予防活動に取り組みます。

【行政の取組】

- ・医療機関や関係機関と連携し、疾病の発症及び重症化予防に取り組みます。
- ・地域ぐるみの健康づくりや介護予防活動の取組を支援します。

| 事業等 | 内容 | 目標量 | | | |
|------------------------|-----------|--------------------|-----------|-----------|-----|
| | | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | |
| 健康増進事業 | 健康手帳新規発行 | 件数（件） | 550 | 560 | 570 |
| | 健康教育 | 回数（回） | 60 | 60 | 60 |
| | | 被指導者数（人） | 100 | 110 | 120 |
| | 健康相談 | 回数（回） | 30 | 35 | 40 |
| | | 被指導者数（人） | 50 | 70 | 80 |
| | 胃がん検診 | 受診率（%） | 20 | 25 | 30 |
| 歯周疾患検診 | 受診者数（人） | 180 | 190 | 200 | |
| 特定健康診査 | 受診率（%） | 56 | 57 | 58 | |
| インフルエンザ予防接種 （65歳以上） | 接種者率（%） | 56 | 57 | 58 | |
| 肺炎球菌感染症予防接種 （65歳） | 接種率（%） | 40 | 40 | 40 | |
| 健康寿命の延伸 | 平均自立期間（年） | 平均寿命の増加を上回る健康寿命の延伸 | | | |

（2）生きがづくり・社会参加の促進

【現状と課題】

- ・高齢になってもその人らしく、生きがいを持って生活ができる社会の確立が求められています。
- ・地域にある社会資源を活用し社会参加の促進を図るため、広く情報提供をしていく必要があります。
- ・定年延長により高齢者の生活も変化しており、地域活動への参加やシルバー人材センター等の利用が以前よりも高年齢になっています。
- ・アンケート調査では、生きがいについて「思いつかない」と回答した人が40.9%となっています。生きがいを持つことは健康寿命の延伸にもつながるため、重要となります。また、地域活動等への参加を希望しない割合が29.8%となっているため、アクティブシニアが地域自主活動等に参加しやすい環境の整備や情報提供が求められています。

【具体的な取組】

①社会参加の推進

- ・多様な活動の機会の充実のため、シルバー人材センター運営を支援し、積極的な社会参加や生きがいを推進するため、就業や技能習得に対して協力や支援をしていきます。
- ・地域におけるアクティブシニアの活動拠点として、公民館や高齢者健康交流センターが介護予防活動に活用されるよう支援していきます。
- ・老人福祉センター事業の利用促進等により社会参加を促すことで、閉じこもり予防や地域とのつながりをもたせるような体制づくりに努めます。
- ・地域の社会資源を広く情報提供します。

②地域社会の担い手づくりの推進

- ・地域の重要な担い手の組織である、老人クラブ等の活動を支援します。
- ・地域での活動の場を求めている高齢者に対して、ボランティア等の地域活動の場や組織づくりを支援します。
- ・いきいきサロン等の地域活動に取り組める環境を整えます。

③生きがいをづくりやつながりの促進

- ・生涯学習や社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、多様な生きがいをづくりや社会参加の促進を図ります。
- ・地域に存在するあらゆる人的資源や社会的資源をつなげていきます。

【市民一人ひとりの実践】

- ・高齢者自身も老人クラブ活動やボランティア等、地域での活動に積極的に参加します。
- ・積極的な社会参加や生きがいを持つようにします。

【地域の取組】

- ・地域の関係団体等と連携し、幅広い活動の場を提供します。

【行政の取組】

- ・老人クラブ活動や高齢者の生きがいづくり活動を支援します。
- ・地域の社会資源を広く情報提供します。

| 事業等 | 内容 | 目標量 | | |
|-------------|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| | | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
| シルバー人材センター | 会員数（人） | 344 | 348 | 352 |
| 老人生きがいセンター | 運営施設数 | 1 | 1 | 1 |
| | 開催講座数 | 2 | 2 | 2 |
| | 延利用者数（人） | 1,800 | 1,800 | 1,800 |
| 高齢者健康交流センター | あらかわサロン 延利用者数（人） | 2,200 | 2,200 | 2,200 |
| | つぎわランド 延利用者数（人） | 2,500 | 2,500 | 2,500 |
| 老人福祉センター事業 | 事業の実施 | 委託 | 委託 | 委託 |
| | 利用団体数 | 100 | 100 | 100 |
| | 延利用者数（人） | 20,000 | 20,000 | 20,000 |

2 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 地域包括支援センターの体制・機能強化

【現状と課題】

- ・ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加により、地域における課題が複雑化・複合化する傾向があり、多機関多職種連携が求められるケースが増加しています。
- ・地域課題を掘り起し、課題解決に向けて話し合いをすることの取組の強化が必要です。
- ・地域ケア会議は、高齢者の複雑化・複合化した課題の解決を図り、地域ぐるみの支援のあり方を協議する重要な取組です。
- ・地域包括支援センター職員に求められる専門性がさらに重要となっています。
- ・アンケート調査では、家族や友人・知人以外の相談相手がいない人が28.5%となっており、孤立化を防ぐ体制づくりが求められます。

【具体的な取組】

①総合的な相談支援と情報提供の充実

- ・関係機関や関係部署等と連携し、連絡会や研修会等を実施します。
- ・研修会等を通じ、人材の育成を図ります。
- ・関係する情報の発信に努めます。

②地域ケア会議の充実

- ・民生委員児童委員や介護事業者等がともに地域ケア会議のあり方を理解できるよう支援します。
- ・地域ケア会議を適時開催し、的確な対応により生活向上につながるよう努めます。
- ・個別的な地域ケア会議から地域課題の掘り起しを行う地域ケア会議まで、多層的な地域ケア会議の開催に努めます。

③専門性の強化

- ・介護事業所におけるケアプランデータ連携システムの導入を推進します。
- ・地域包括支援センター職員の資質の向上を図ります。
- ・地域包括支援センターの評価を行い、業務の検討・改善に努めます。
- ・法律関係者等と他の専門機関との連携を深め、助言等を受けやすくします。

④関係機関との連携強化

- ・民生委員児童委員・高齢福祉推進員等の地域の関係者及び地域包括支援センターのブランチである在宅介護支援センターとの連携を強化します。
- ・県や厚生センター及び介護保険組合、その他の関係機関や団体等との情報交換を密にします。

| 事業等 | 内容 | 目標量 | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 総合相談 | 件数（件） | 3,400 | 3,400 | 3,400 |
| 地域ケア会議 | 開催数 | 20 | 20 | 20 |

（2）在宅医療・介護連携の推進**【現状と課題】**

- ・地域支援事業の包括的支援事業として「在宅医療・介護連携推進事業」が位置付けられており、切れ目のない在宅医療と在宅介護の連携体制の推進が必要です。
- ・在宅医療に必要な連携を担う拠点として在宅医療支援センターの機能強化が求められています。
- ・後期高齢者の増加とともに、要介護認定率の上昇が想定され、今後、在宅での終末期を迎える体制を含めた在宅療養のニーズがより高くなると見込まれています。
- ・医療及び介護人材の確保のほか、連携を総合的に進める人材の育成や配置を行い、多様なニーズへの対応を図ることが求められています。
- ・医療・介護事業者だけでなく、高齢者自身がACP（人生会議）の重要性を理解する必要があります。

【具体的な取組】

① 在宅医療・介護連携に向けた体制等の構築

- ・地域の医療機関、介護事業所等の資源の情報収集と整理（リストやマップ等の作成）を行い、活用します。在宅医療・介護連携の現状の把握・課題の共有、対応策等の検討を行うため、小矢部市在宅医療推進連絡会を開催します。
- ・小矢部市医師会の事業である「メルヘン在宅あんしんネットワーク」の運営や支援を通じて、体制を推進していきます。

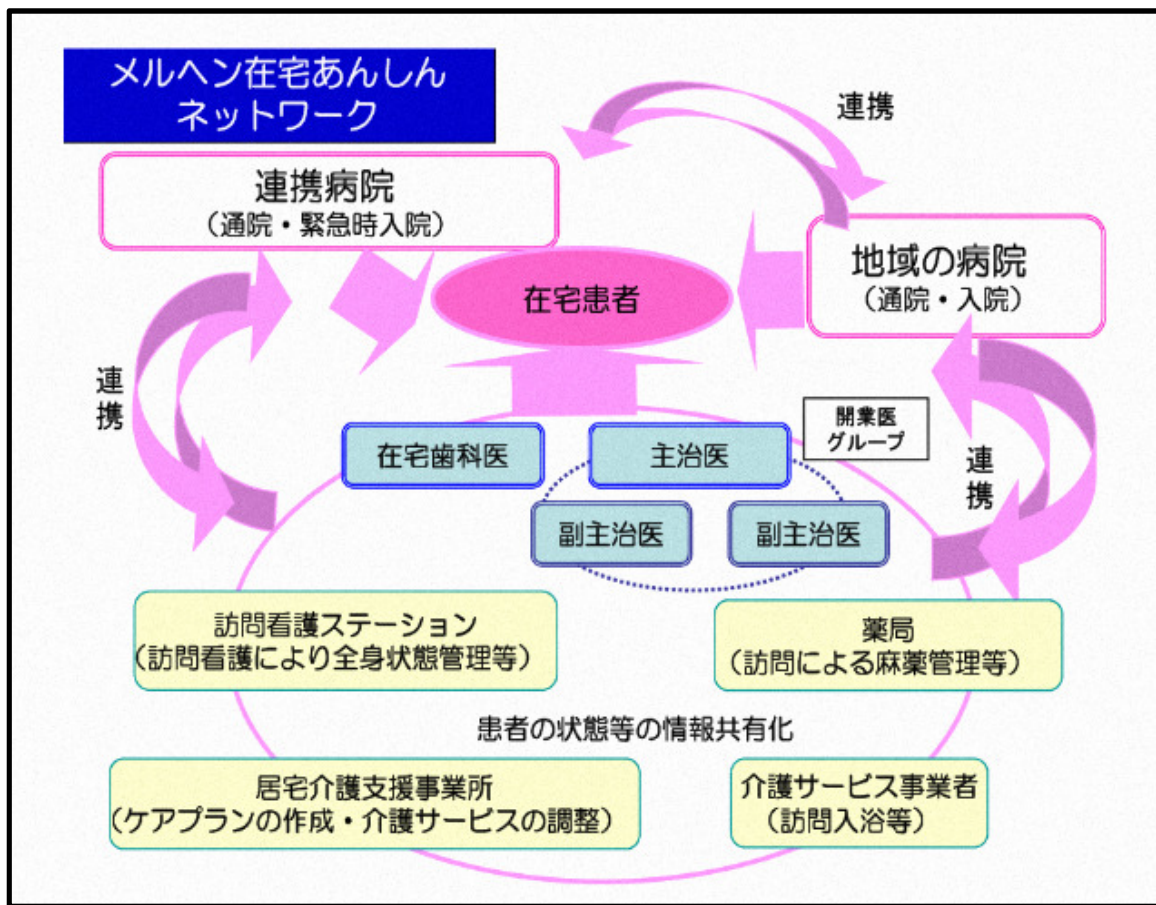
② 在宅医療・介護連携の推進

- ・在宅医療・介護連携に関する相談支援として、小矢部市地域包括支援センターと小矢部市医師会在宅医療支援センターが連携した相談体制の支援と啓発を行います。医療・介護関係者間の情報共有のため、情報共有ツールとして「在宅医療・介護連携ノート」の利活用や連携のデジタル活用を推進します。また、在宅療養支援に必要な研修を行うなど、医療・介護関係者への支援を行います。
- ・在宅医療と介護連携を進めるため、在宅療養及び看取りや認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援をテーマとした市民向けの啓発普及事業を実施し、理解の促進を図ります。あわせて、医療・介護関係者や消防（救急）とも連携しながら、本人の意思を最大限尊重できる連携体制を整えます。
- ・二次医療圏が福祉圏域及び砺波地方介護保険組合、富山県厚生センター（保健所）の管轄内と一致することから、研修や退院調整等について、関係市町村とも連携し、厚生センターの協力を得ながら、各市地域包括支援センター（直営）、管内医療機関、介護事業者等と合同で実施します。

③ ACP（人生会議）の普及啓発

- ・在宅医療・介護連携の推進と併せ、ACP（人生会議）について広く市民に理解と意識の普及啓発を図ります。

メルヘン在宅あんしんネットワーク



出典：小矢部市医師会在宅医療支援センター

| 事業等 | 内容 | 目標量 | | |
|-----------------------|---------|-----------|-----------|-----------|
| | | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
| 在宅医療・介護関係者に関する相談支援 | 件数（件） | 180 | 210 | 250 |
| 多職種合同事例検討会・研修会 | 開催回数（回） | 4 | 4 | 4 |
| 地域住民への普及啓発 | 開催回数（回） | 2 | 2 | 2 |
| 在宅医療・介護連携に関する関係圏域内の連携 | 開催回数（回） | 2 | 2 | 2 |
| 退院支援を受けた患者数 | 算定回数（回） | 450 | 500 | 550 |

（３）認知症施策の推進（認知症施策推進計画）

【現状と課題】

- ・寝たきりや認知症等の介護を必要とする人が出現する割合が高い 75 歳以上の後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加が予想されます。
- ・令和 5 年 6 月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づいた認知症施策の推進が必要です。
- ・関係機関との連携や地域ぐるみの支援体制を充実させることが重要です。
- ・認知症について正しい理解の促進や、相談体制の周知徹底が求められます。
- ・認知症に関する相談窓口を知らない人が 47.7% となっています。認知症に関する相談窓口の周知を強化しつつ認知症への理解促進を図り、認知症に関する施策を進めていくことが求められています。

【具体的な取組】

①普及啓発・本人発信支援

- ・認知症を正しく理解し、本人やその家族を見守り、自分のできる範囲で支援する認知症サポーターの養成を継続して行います。また、認知症サポーターの活動促進としてチームオレンジ等の実施に向けて検討します。
- ・認知症の本人が発信できる機会を確保するよう支援します。
- ・認知症に関する情報発信のため、広報やケーブルテレビ、ホームページ（認

知症あんしんネット) の内容の充実を図ります。

- ・認知症の正しい理解のもと、本人と家族に対して、市民の積極的な協力と支援を得るために認知症を知る集いの開催を継続します。
- ・若年性認知症や軽度認知障がい（MC I）についても、周知活動を推進します。

②認知症予防の推進

- ・地域の特性に合わせた見守り・声かけ模擬訓練の開催を継続します。訓練を通して、認知症の理解と見守りの重要性を啓発します。
- ・認知症の人や家族に対し、適切な支援・相談対応が行えるよう、支援者や相談員に対して知識や技術向上のための研修を行います。
- ・認知症に関する不安や困りごとに対応した認知症あんしん相談会及びもの忘れ相談を定期的で開催します。

③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・認知症初期集中支援チームによって、早期に継続的・包括的な支援を行い、必要なサービス等の提供につなげます。
- ・適切なケアの流れを明らかにした認知症ケアパスを作成し、普及を図ります。
- ・認知症疾患医療センターをはじめとする専門機関と連携を図り、認知症の早期診断早期対応に取り組みます。
- ・認知症の本人の徘徊対策のため、おでかけあんしんシール配付事業や認知症高齢者等おでかけあんしん賠償責任保険事業を実施します。さらに協力事業所等関係者に速やかに情報を伝達し、早期に発見できる体制づくり（認知症高齢者見守りネットワーク）を強化します。
- ・医療機関・介護サービスや、地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を地域包括支援センター及び在宅介護支援センターに配置しており、引き続き養成・育成を図るとともに、医療と介護の連携強化を推進します。

④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・認知症の本人や家族等がともに安心して気軽に集うことのできる身近な相談窓口として、認知症カフェ（オレンジカフェ）を開催します。
- ・若年性認知症の本人、家族同士が知り合い、お互いの経験を共有する場として、若年性認知症本人と家族の会（ストロベリークリームの会）を定期的で開催します。
- ・認知症高齢者の尊厳を保持し、住み慣れた地域での安心した生活の確保に資

することを目的とし、小矢部市認知症高齢者見守りネットワーク運営会議を開催します。

【市民一人ひとりの実践】

- ・認知症を正しく理解し、本人やその家族を見守り支えます。
- ・認知症への理解を深め、支え合いながら地域共生社会を目指します。

【地域の取組】

- ・認知症高齢者見守りネットワークに積極的に参画します。
- ・認知症の方やその家族に向け、地域の特性に合わせた支援に努めます。

【行政の取組】

- ・認知症対策に関する情報を、広く市民や地域に提供します。
- ・地域包括支援センターの相談体制の充実を図ります。
- ・気軽に相談できる身近な相談窓口の体制整備を図ります。

| 事業等 | 内容 | 目標量 | | |
|-------------------------|---------------|-----------|-----------|-----------|
| | | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
| 認知症サポーター 養成講座 | 累積開催回数 (回) | 340 | 350 | 360 |
| 認知症サポーター数 | 累積延人数 (人) | 12,100 | 12,400 | 12,700 |
| 認知症高齢者見守り・ 声かけ模擬訓練 | 開催回数 (回) | 1 | 1 | 1 |
| おでかけあんしんシール 配付事業 | 登録者数 (人) | 20 | 25 | 30 |
| おでかけあんしん 賠償責任保険事業 | 登録者数 (人) | 50 | 50 | 50 |
| 認知症初期集中 支援チーム員活動 | 件数 (件) | 2 | 2 | 2 |
| 認知症地域支援推進員 配置 | 人数 (人) | 15 | 15 | 15 |
| 認知症カフェ (オレンジカフェ) 開設数 | 箇所数 (箇所) | 3 | 3 | 3 |
| 認知症を知る集い | 開催 | 開催 | 開催 | 開催 |

(4) 高齢者の権利を守る体制の推進

【現状と課題】

- ・虐待を早期に気づけるよう、市民が周囲に関心を持って暮らすことが必要です。
- ・虐待の可能性に気づいたときに通報する窓口のさらなる周知と、相談支援体制の強化が必要です。
- ・市民に対し、認知症や高齢者虐待防止等に関する理解を促進する取組が必要です。
- ・後見等を必要とする高齢者が増加しており、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進を図ることが求められています。
- ・呉西圏域連携事業により開設した呉西地区成年後見センターにて、市民後見人養成講座を行っています。

【具体的な取組】

① 高齢者の虐待防止の推進

- ・高齢者の虐待防止の推進に向け、虐待を発見したときの連絡窓口等について、多様な方法で周知を図り、制度の啓発や相談支援体制の充実と強化を行います。
- ・虐待につながりやすい介護負担の軽減のためのサービスの充実を図り、家族介護教室やもの忘れ相談会等の開催を継続します。

② 権利擁護の推進

- ・日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護事業の周知を図ります。
- ・市長申し立てによる成年後見制度の利用支援を行います。
- ・呉西地区成年後見センターにて、成年後見制度の利用に関する相談の充実を図るとともに、市民後見人の養成・育成を通じて、成年後見制度の利用促進を図ります。
- ・成年後見制度の利用を促進するため、呉西地区成年後見センター等関係機関との連携強化を図ります。

【市民一人ひとりの実践】

- ・虐待の可能性に気づいたときは、通報・相談します。
- ・市民後見人について知るようになります。

【地域の取組】

- ・消費者被害等の防止を含めた、地域住民による高齢者の見守りに努めます。
- ・介護・世話の放棄や放任、セルフネグレクトについても注視します。

【行政の取組】

- ・関連機関との連携強化を図ります。
- ・高齢者虐待防止の啓発や相談支援体制の充実と強化を図ります。
- ・権利擁護事業について、広く市民へ周知を図ります。

| 事業等 | 内容 | 目標量 | | |
|-------------|---------|-----------|-----------|-----------|
| | | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
| 権利擁護相談 | 相談件数（件） | 380 | 390 | 400 |
| 成年後見申立 | 申立件数（件） | 3 | 3 | 3 |
| 市民後見人バンク登録数 | 登録者数（人） | 8 | 10 | 10 |

(5) 安定した生活の場の確保の推進

【現状と課題】

- ・一人ひとりの状況に応じて、生活に適した住まいや住宅環境の整備等を進めていく必要があります。
- ・持ち家率が高く、一戸建て住宅が多い状況です。昔からの日本家屋のため段差がある等、高齢者向けに建築されていない家屋もあります。
- ・在宅生活を基本に、高齢者のニーズや状況に応じた多様な住まいを確保していく必要があります。
- ・自宅での生活が困難になった場合にも、適切な住まいが確保できるように支援が必要です。
- ・地域の中で誰もが安心して生活し社会参加ができるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインによるまちづくりが必要です。

【具体的な取組】

①相談機能の充実

- ・多様な高齢者の住まいや住宅環境の整備について、情報提供や相談機能を充実します。
- ・「高齢者が住みよい住宅改善支援事業」及び「介護保険住宅改修事業」の利用相談や住宅改善・改修費用の助成をします。
- ・在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、火元の管理等に不安がある高齢者世帯に消防署、消防団等とともに訪問し、防火・防災等の指導を行います。

②住まいの確保のための支援強化

- ・必要に応じ介護サービス施設及び地域密着型サービス施設を整備し、連携強化を図ります。
- ・居宅での生活が困難な高齢者で住まいや身寄りが無い等の生活困窮者について、必要に応じて養護老人ホームの入所判定委員会を開催し、適正な措置を実施します。

③ユニバーサルデザインを視点としたまちづくりの推進

- ・関係機関との連携のもと、公共施設等のユニバーサルデザイン、バリアフリー化を進めることにより、施設利用上の利便性と安全性の向上を図り、すべての人が活動しやすい環境づくりに努めます。

【市民一人ひとりの実践】

- ・相談・指導等を活用し、住み慣れた家で安全に安心して暮らします。

【地域の取組】

- ・火元の管理等に不安のある世帯への声かけや見守りに努めます。

【行政の取組】

- ・関係機関との連携を図り、安全・安心な住まいやまちづくりの整備に努めます。

| 事業等 | 内容 | 目標量 | | |
|----------------------|---------|-----------|-----------|-----------|
| | | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
| 高齢者が住みよい 住宅改善支援事業 | 利用件数（件） | 4 | 4 | 4 |
| 介護保険 住宅改修 | 申請件数（件） | 120 | 120 | 120 |
| 軽費老人ホーム | 施設数/床数 | 1 80 | 1 80 | 1 80 |
| 介護あんしんアパート | 施設数/床数 | 1 8 | 1 8 | 1 8 |
| 有料老人ホーム | 施設数/床数 | 1 9 | 1 9 | 1 9 |
| うち、特定施設の指定を 受けるもの | 施設数/床数 | 0 0 | 0 0 | 0 0 |

(6) 介護人材の確保・質の向上及び業務効率化の推進

【現状と課題】

- ・介護現場の人材不足は慢性的ともいえ、常に人材を募集している状況です。人材の確保のほか、定着促進や離職防止に向けた環境の整備や支援が必要です。
- ・少子高齢化は今後も進むため、ケアの質を保ちながらサービスの提供が行えるよう、業務の効率化や質の向上に取り組んでいくことが求められています。

【具体的な取組】

①人材の確保・定着支援に向けた取組

- ・国や県、砺波地方介護保険組合と連携しながら、処遇や職場環境の改善、外国人等の多様な人材の活用、介護の仕事の魅力向上等について検討していきます。
- ・定着支援に向け事業所等と連携しながら、キャリアアップや研修の支援等について検討していきます。
- ・介護人材確保対策の一環として、介護職員初任者研修費助成事業を実施継続していきます。

②質の向上に向けた取組

- ・介護保険制度や認知症等に関する理解の促進や、サービスの質の向上を図るため、介護職員等研修会を実施継続するとともに、情報提供や意識の高揚について、介護サービス事業者と連携しながら実施します。

③業務の効率化に向けた取組

- ・アクティブシニアの活躍による業務分担やボランティアポイント制度の活用について検討していきます。
- ・文書負担の軽減を図るための文書等の標準化や簡素化や、介護ロボットやICTツールについて、県や砺波地方介護保険組合と連携して導入支援等を検討していきます。

| 事業等 | 内容 | 目標量 | | |
|------------------|---------|-----------|-----------|-----------|
| | | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
| 介護職員等研修会 | 開催回数（回） | 2 | 2 | 2 |
| 介護職員初任者 研修費助成 | 助成件数（件） | 2 | 2 | 2 |

3 日常生活支援の推進

(1) 地域における生活支援の充実

【現状と課題】

- ・地域で高齢者を見守り支えるケアネット活動の充実が必要です。
- ・地域福祉を担う人材不足が深刻化している地域があります。
- ・高齢者を対象とした悪徳商法や振り込め詐欺等の犯罪が発生しています。
- ・山間部等では、車に乗れなくなり買い物や通院等に困る高齢者がいます。
- ・一人暮らし等の高齢者の実情に応じた見守り体制づくりが必要です。

【具体的な取組】

①地域における見守りと支え合いの仕組みづくりの支援

- ・地域での見守り・安否確認ネットワークをつくり、地域での暮らしを支え合う仕組みを地域住民とともに構築します。
- ・警察や消費生活相談センター等と連携し、悪徳商法、振り込め詐欺等の消費者被害を防ぎます。
- ・世代を越えた福祉教育を実施し、これからの担い手の育成につなげます。
- ・小矢部市見守り配食事業や高齢者等見守り支援事業等を継続し、また、デジタル技術を活用する等多様な主体による見守り活動を展開します。

②多様な主体による生活支援サービスの充実

- ・生活支援サービスを充実させます。
- ・いきいきサロン等の開催を支援します。
- ・生活支援コーディネーターを地域包括支援センターや各在宅介護支援センターに配置し、日常生活圏域におけるニーズを掘り起すことにより、必要な

生活支援サービスの検討、ネットワークの構築を推進し、地域支え合い活動及び情報共有を行います。



出典：厚生労働省資料

【市民一人ひとりの実践】

- ・ 高齢者自らも、地域支え合い活動の担い手として積極的に参加します。
- ・ 支援を行う側として、活動等に積極的に参加します。

【地域の取組】

- ・ 地域で開催している、いきいきサロンの継続と充実に取り組みます。
- ・ 地域における見守りや支え合いを充実させます。

【行政の取組】

- ・ 地域での取組を支援します。
- ・ 関係機関と連携して、買い物や通院に対する支援策を検討します。
- ・ デジタル技術の活用等による多様な見守りの体制を構築します。

| 事業等 | 内容 | 目標量 | | |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|
| | | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
| 見守り配食事業 | 利用人数（人） | 40 | 45 | 50 |
| 高齢者等見守り支援事業 （緊急通報装置の設置） | 台数（台） | 22 | 23 | 24 |
| 見守り高齢者ほのぼのカード による把握（社協報告分） | 把握件数（件） | 1,250 | 1,250 | 1,250 |
| 地域見守り活動に関する 協力事業 | 協力者数（人） | 240 | 240 | 240 |
| 生活支援コーディネーター の配置 | 人数（人） | 13 | 13 | 13 |

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

【現状と課題】

- ・高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向け、介護保険サービスのほか、介護予防・日常生活支援総合事業においても取組を進めることが重要です。
- ・一般介護予防事業をより効果的なものとするため、専門職との連携や他の事業との連携について検討していきます。
- ・リスク判定結果から、認知機能リスク、うつ傾向リスク及び転倒リスクに重点を置いた介護予防教室や、日常生活上で取り組むことができる予防方法等を促進していくことが重要です。

【具体的な取組】

①一般介護予防事業の推進

- ・一般介護予防事業を構成している介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業について、引き続き取り組みます。
- ・「いきいき百歳プラスワン体操」、「ラジオ体操」やウォーキング等を利用した地域自主活動の支援を充実し、高齢者の介護予防と閉じこもり予防に取り組みます。

②介護予防・生活支援サービス事業の推進

- ・訪問型のサービスでは、要支援者等の自宅に訪問し、身体介護や掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。
- ・通所型のサービスでは、要支援者等にデイサービスセンター等において、機能訓練や入浴等の日常生活上の支援を提供します。

【市民一人ひとりの実践】

- ・身近な地域で開催される介護予防事業に積極的に参加します。

【地域の取組】

- ・高齢者の暮らしを支え合うための地域づくりを行います。

【行政の取組】

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の充実に努めます。

①一般介護予防事業

| 事業等 | | 内容 | 目標量 | | |
|--------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
| 把握事業 介護予防 | 訪問 | 延件数（件） | 550 | 550 | 550 |
| | 基本チェックリスト | 配布数（件） | 6,100 | 6,100 | 6,100 |
| | | 実施数（件） | 4,600 | 4,600 | 4,600 |
| 介護予防普及啓発事業 | 健康教育 | 実施回数（回） | 150 | 160 | 170 |
| | | 参加延人数（人） | 1,500 | 1,700 | 2,000 |
| | 元気フェスティバル | 実施回数（回） | 1 | 1 | 1 |
| | | 参加人数（人） | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| | 介護予防教室（委託） | 委託箇所数（箇所） | 3 | 3 | 3 |
| | | 実施回数（回） | 65 | 70 | 75 |
| | | 参加延人数（人） | 800 | 900 | 1,000 |
| | 健活ひろば（委託） | 延人数 | 720 | 720 | 720 |
| | 脳活ひろば（委託） | 延人数 | 720 | 720 | 720 |
| | いきいき百歳 プラスワン体操 | 取組地区数 | 20 | 22 | 24 |
| | | 参加人数（人） | 250 | 270 | 290 |
| 啓発媒体作成配布 | 作成数 | 1 | 1 | 1 | |

| 事業等 | | 内容 | 目標量 | | | |
|--------------|-----------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|--------|
| | | | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | |
| 地域介護予防活動支援事業 | ボランティア 健康づくり | ボランティア養成 | 実施回数（回） | 15 | 9 | 15 |
| | | | 参加延人数（人） | 150 | 90 | 150 |
| | | ボランティア育成 | 実施回数（回） | 8 | 8 | 8 |
| | | | 参加延人数（人） | 300 | 350 | 400 |
| | 食生活改善 高齢者 | 地区講習会 | 実施回数（回） | 24 | 24 | 24 |
| | | | 参加延人数（人） | 1,700 | 1,700 | 1,700 |
| | 地区組織活動育成支援 | いきいきサロン | 登録団対数（団体） | 75 | 78 | 80 |
| | | | 実施回数（回） | 700 | 718 | 730 |
| | | | 参加延人数（人） | 10,000 | 10,100 | 10,200 |
| | | 食生活改善推進員 地区活動 | 実施回数（回） | 12 | 12 | 12 |
| | | | 参加延人数（人） | 400 | 400 | 400 |
| | | ヘルスボランティア 地区活動 | 訪問延件数（件） | 20 | 25 | 30 |
| | | | 実施件数（件） | 80 | 90 | 100 |
| | | | 実施延人数（人） | 1,800 | 2,150 | 2,500 |
| | | 介護予防教室 （委託） | 委託箇所数（箇所） | 3 | 3 | 3 |
| 実施回数（回） | | | 70 | 75 | 80 | |
| 参加延人数（人） | 550 | | 600 | 650 | | |

②介護予防・生活支援サービス事業

| 事業等 | 内容 | 目標量 | | | |
|---------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----|
| | | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | |
| サービス事業 訪問型 | 生活援助等（委託） | 実施件数（件） | 280 | 280 | 280 |
| サービス事業 通所型 | 機能訓練 | 実施回数（回） | 50 | 49 | 50 |
| | | 参加延人数（人） | 900 | 900 | 900 |
| | 運動機能向上（委託） | 実施回数（回） | 300 | 310 | 320 |
| | | 参加延人数（人） | 850 | 900 | 950 |

(3) 災害や感染症に係る体制の整備

【現状と課題】

- ・災害発生時に重要な役割を担う各支援組織等の関係機関との連携が必要です。
- ・緊急時に円滑に家族や親戚へ連絡する仕組みの構築が必要です。
- ・災害時において、避難や避難所での生活に支援が必要な高齢者を支援する体制整備が必要です。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス、季節性インフルエンザ等の感染症について、個人情報に配慮した情報提供に努めるとともに、感染予防の徹底や体制整備が必要です。

【具体的な取組】

①災害時の支援情報及び体制の整備

- ・関係機関との連携を強化します。
- ・関係機関と連携し、災害時避難行動要支援者台帳の適切な管理・運用に努めます。
- ・支援を要する高齢者本人の同意を前提として、地域団体等関係機関との情報共有を行う等、地域と連携した災害発生時の支援体制整備を図ります。
- ・災害時の救護避難の仕組みづくりを構築するとともに、防災訓練に参加します。
- ・個別支援計画作成の支援をします。

②感染症対策の整備

- ・小矢部市医師会や公立学校共済組合北陸中央病院と連携し、対策・支援を行います。
- ・国や県と連携し、対策・支援を行います。
- ・感染症の発生段階に応じて、市民や介護・福祉施設等への対応・支援を行います。
- ・要援護者の把握と生活支援の体制整備を行います。
- ・介護事業所等と連携し、感染防止や感染症発生時に随時対応していきます。

【市民一人ひとりの実践】

- ・災害に備え自宅の安全対策をします。水や食料の備蓄をします。
- ・防災訓練に参加します。
- ・感染症予防を実践します。

【地域の取組】

- ・地区防災訓練を実施します。
- ・個別支援計画の作成と見直しをします。
- ・感染症予防について正しい知識を共有します。

【行政の取組】

- ・災害時避難行動要支援者台帳の管理・運用と情報提供に努めます。

| 事業等 | 内容 | 目標量 | | |
|----------------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| | | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
| 災害時避難行動 要支援者台帳 | 管理・運用 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 避難行動要支援者の 情報提供同意率 | 同意率 (%) ※ | 46 | 47 | 48 |
| 支援を要する高齢者の 安全確保 | 地域団体との 情報共有と連携 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 災害及び感染症対策の 普及啓発 | 実施 | 継続 | 継続 | 継続 |

※避難支援等関係者への個人情報提供同意者数/避難行動要支援者名簿登録者数

第5章

介護保険サービスの推計

第5章 介護保険サービスの推計

1 介護保険サービス基盤の整備

(1) 介護保険施設の整備の見込み

現在、市内において介護老人福祉施設及び介護老人保健施設がそれぞれ2か所整備されています。令和2年度までの整備状況を踏まえ、第8期計画期間においては、現状維持としました。

介護療養型医療施設は、平成29年度末に廃止が予定されていましたが、6年間の経過措置期間の延長が図られました。引き続き、「介護医療院」等への転換が図られています。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|
| 床数 | 170床 | 170床 | 170床 | 170床 |

介護老人保健施設

| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|
| 床数 | 180床 | 176床 | 176床 | 176床 |

介護医療院

| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|
| 床数 | 110床 | 120床 | 120床 | 120床 |

(2) 地域密着型サービスの整備の見込み

令和5年度までの整備状況や事業者の整備意向等を踏まえ、以下のとおり見込みました。

認知症対応型通所介護（デイサービス）

| 圏域 | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----|-----|-------|-------|-------|-------|
| 北部 | 施設数 | - | - | - | - |
| | 定員数 | - | - | - | - |
| 中部 | 施設数 | - | - | - | - |
| | 定員数 | - | - | - | - |
| 南部 | 施設数 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 定員数 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 全体 | 施設数 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 定員数 | 12 | 12 | 12 | 12 |

小規模多機能型居宅介護

| 圏域 | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----|-----|-------|-------|-------|-------|
| 北部 | 施設数 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 定員数 | 76 | 76 | 76 | 76 |
| 中部 | 施設数 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 定員数 | 87 | 87 | 87 | 87 |
| 南部 | 施設数 | - | - | - | - |
| | 定員数 | - | - | - | - |
| 全体 | 施設数 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 定員数 | 163 | 163 | 163 | 163 |

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

| 圏域 | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----|-----|-------|-------|-------|-------|
| 北部 | 施設数 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 定員数 | 54 | 54 | 54 | 54 |
| 中部 | 施設数 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 定員数 | 54 | 54 | 54 | 54 |
| 南部 | 施設数 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 定員数 | 63 | 63 | 63 | 63 |
| 全体 | 施設数 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| | 定員数 | 171 | 171 | 171 | 171 |

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

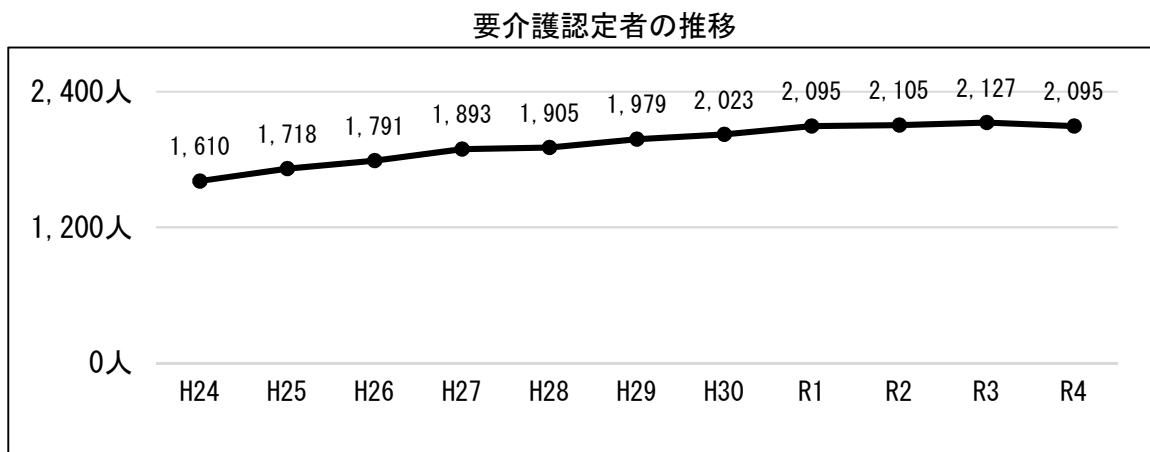
| 圏域 | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----|-----|-------|-------|-------|-------|
| 北部 | 施設数 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 定員数 | 29 | 29 | 29 | 29 |
| 中部 | 施設数 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 定員数 | 29 | 29 | 29 | 29 |
| 南部 | 施設数 | - | - | - | - |
| | 定員数 | - | - | - | - |
| 全体 | 施設数 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 定員数 | 58 | 58 | 58 | 58 |

地域密着型通所介護

| 圏域 | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----|-----|-------|-------|-------|-------|
| 北部 | 施設数 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 定員数 | 56 | 56 | 56 | 56 |
| 中部 | 施設数 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 定員数 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| 南部 | 施設数 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 定員数 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 全体 | 施設数 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | 定員数 | 102 | 102 | 102 | 102 |

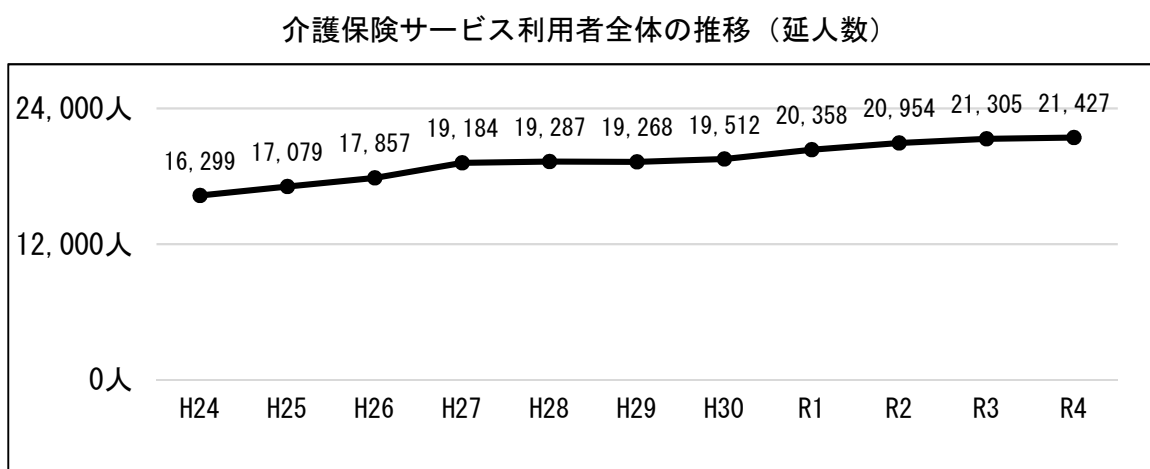
2 介護保険サービス利用者等の状況

(1) 要介護認定者の推移



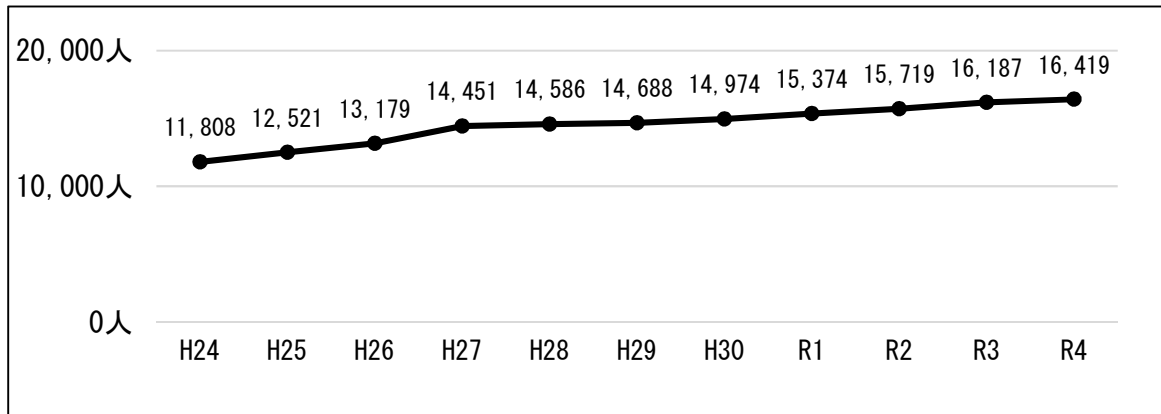
出典：砺波地方介護保険事業組合（各年度2月末現在）

(2) 介護保険サービス利用者の推移



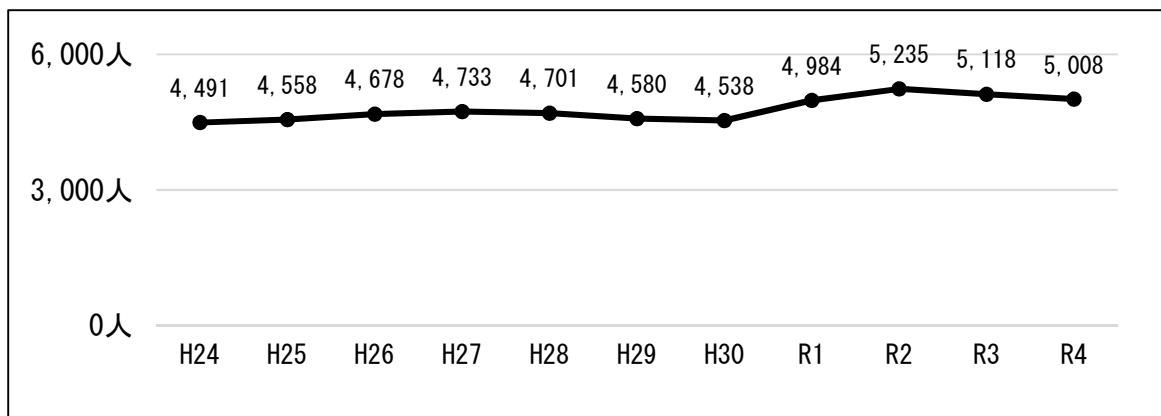
出典：砺波地方介護保険事業組合

居宅サービス利用者の推移（延人数）



出典：砺波地方介護保険事業組合

施設サービス利用者の推移（延人数）



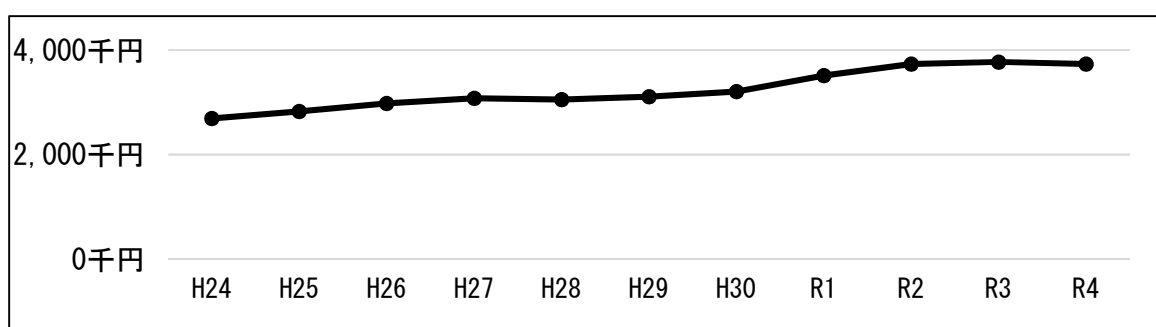
出典：砺波地方介護保険事業組合

(3) 介護保険給付費の推移

介護保険給付費全体の推移

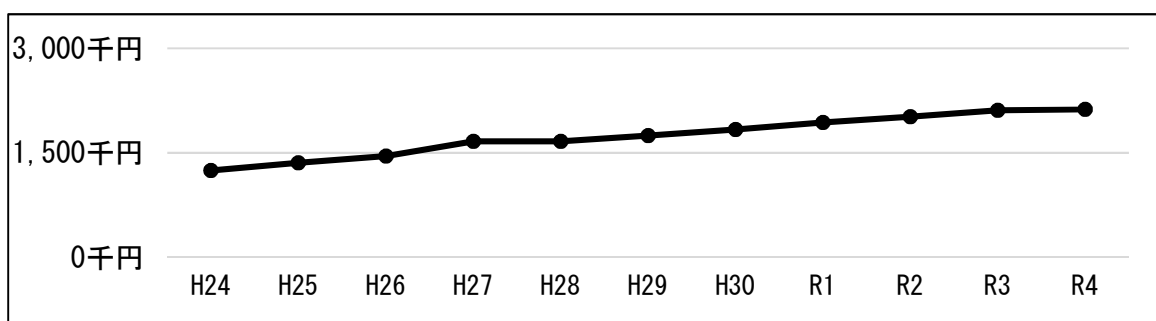
| | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 給付費 (千円) | 2,691,858 | 2,827,256 | 2,984,309 | 3,079,189 | 3,057,059 | 3,111,112 |
| | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | |
| 給付費 (千円) | 3,207,418 | 3,515,628 | 3,737,835 | 3,774,415 | 3,735,413 | |

(※居宅・施設サービス給付費のほか高額サービス費、審査手数料等を含む)



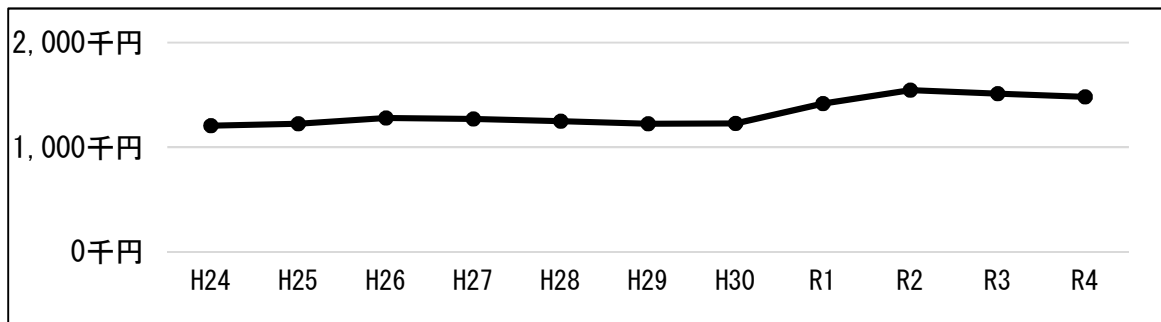
居宅サービス給付費の推移

| | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 給付費 (千円) | 1,246,578 | 1,358,359 | 1,454,538 | 1,663,883 | 1,664,882 | 1,745,868 |
| | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | |
| 給付費 (千円) | 1,836,126 | 1,936,460 | 2,017,045 | 2,112,037 | 2,121,888 | |



施設サービス給付費の推移

| | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 給付費 (千円) | 1,204,162 | 1,224,520 | 1,277,675 | 1,270,633 | 1,246,419 | 1,224,591 |
| | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | |
| 給付費 (千円) | 1,225,484 | 1,417,486 | 1,545,322 | 1,512,358 | 1,481,096 | |



3 介護予防・介護サービスの見込み

令和3年度から令和5年度の第8期計画における各サービスの利用実績や高齢者数、要介護認定者数等の動向に伴う利用者数の増加、施設整備等の推計値をもとに、本計画期間におけるサービスを見込みました。

(1) 介護予防サービスの見込み

介護予防サービスの見込み

| サービス区分 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 介護予防訪問入浴介護 | (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問看護 | (人/月) | 6 | 6 | 6 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | (人/月) | 5 | 5 | 5 |
| 介護予防通所リハビリテーション | (人/月) | 44 | 45 | 45 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | (人/月) | 2 | 2 | 2 |
| 介護予防短期入所生活介護 | (人/月) | 2 | 2 | 2 |
| 介護予防短期入所療養介護 | (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防福祉用具貸与 | (人/月) | 156 | 158 | 161 |
| 特定介護予防福祉用具販売 | (人/月) | 2 | 2 | 2 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | (人/月) | 0 | 0 | 0 |

地域密着型介護予防サービスの見込み

| サービス区分 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 介護予防認知症対応型通所介護 | (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | (人/月) | 12 | 12 | 12 |

介護予防住宅改修の見込み

| サービス区分 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| 介護予防住宅改修 | (人/月) | 4 | 4 | 4 |

介護予防支援の見込み

| サービス区分 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 介護予防支援 | (人/月) | 181 | 183 | 187 |

(2) 介護サービスの見込み

介護サービスの見込み

| サービス区分 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 訪問介護 | (人/月) | 147 | 148 | 151 |
| 訪問入浴介護 | (人/月) | 13 | 14 | 14 |
| 訪問看護 | (人/月) | 63 | 64 | 65 |
| 訪問リハビリテーション | (人/月) | 28 | 29 | 30 |
| 通所介護 | (人/月) | 399 | 402 | 407 |
| 通所リハビリテーション | (人/月) | 162 | 163 | 165 |
| 居宅療養管理指導 | (人/月) | 66 | 68 | 69 |
| 短期入所生活介護 | (人/月) | 128 | 130 | 132 |
| 短期入所療養介護 | (人/月) | 21 | 21 | 21 |
| 福祉用具貸与 | (人/月) | 627 | 633 | 642 |
| 特定福祉用具販売 | (人/月) | 15 | 15 | 16 |
| 特定施設入居者生活介護 | (人/月) | 5 | 5 | 5 |

地域密着型サービスの見込み

| サービス区分 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 認知症対応型通所介護 | (人/月) | 13 | 13 | 13 |
| 小規模多機能型居宅介護 | (人/月) | 91 | 91 | 93 |
| 認知症対応型共同生活介護 | (人/月) | 141 | 142 | 143 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | (人/月) | 52 | 52 | 52 |
| 地域密着型通所介護 | (人/月) | 187 | 188 | 190 |

住宅改修の見込み

| サービス区分 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 住宅改修 | (人/月) | 4 | 4 | 4 |

居宅介護支援の見込み

| サービス区分 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 居宅介護支援 | (人/月) | 817 | 822 | 833 |

(3) 施設サービスの見込み

介護保険施設サービスの見込み

| サービス区分 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| 介護老人福祉施設 | (人/月) | 170 | 170 | 170 |
| 介護老人保健施設 | (人/月) | 146 | 146 | 146 |
| 介護医療院 | (人/月) | 105 | 105 | 105 |

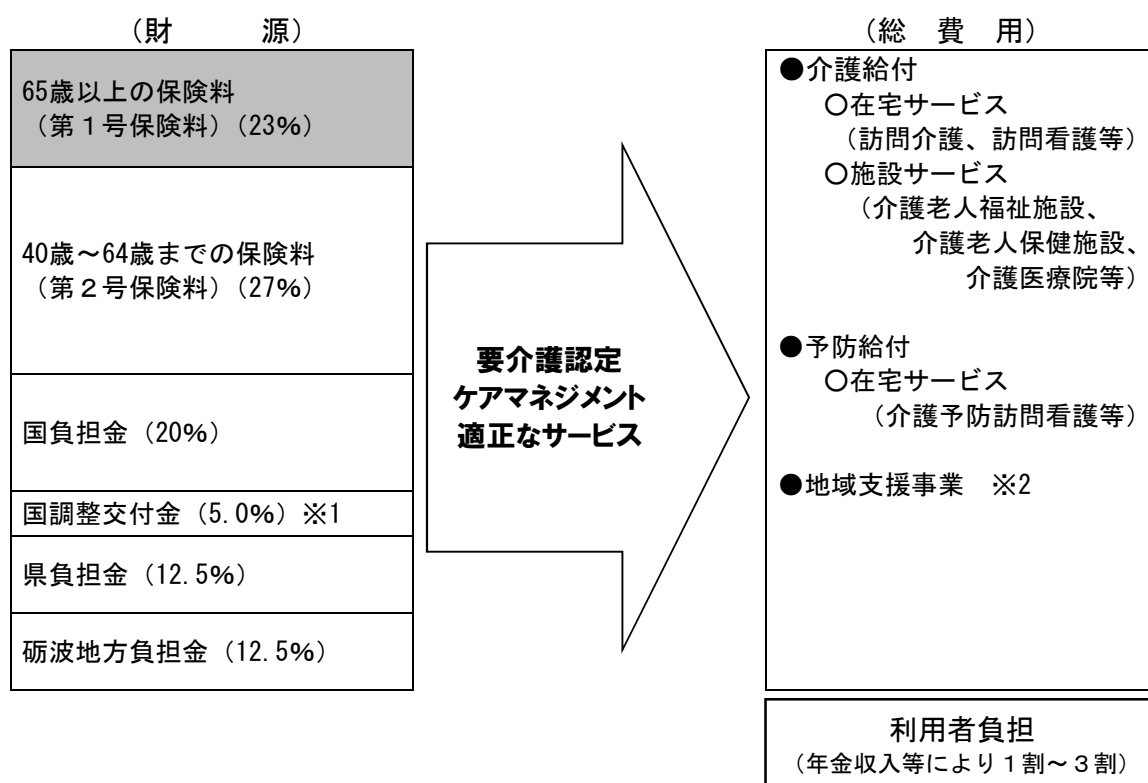
4 第1号被保険者の保険料

(1) 財源等

介護保険財政の財源は以下のとおり、65歳以上の第1号保険料(23%)、40～64歳までの第2号保険料(27%)、国の負担金(20%)、県・市の負担金(各12.5%)及び高齢化率等に応じて決められている調整交付金(5%)によって構成されています。

また、総費用のうち1～3割は利用者の負担ですが、その他は介護給付(在宅サービス、施設サービス)、介護予防給付及び地域支援事業で構成されています。

介護保険制度の費用負担構造



※1 砺波地方介護保険組合の調整交付金

調整交付金は75歳以上の後期高齢者の比率が高い保険者や、所得が全国平均よりも低い水準にある保険者についても、介護保険の財源が不足しないよう格差を調整するものです。

※2 地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業)に係る費用負担

①介護予防事業の財源は、65歳以上の高齢者から徴収する第1号保険料、40歳以上64歳以下から徴収する第2号保険料及び公費から構成されます。

②包括的支援事業・任意事業の財源は、65歳以上の高齢者から徴収する第1号保険料及び公費から構成されます。

介護給付費の見込み（砺波地方介護保険組合）

（単位：円）

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 合計 |
|---------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 総給付費 ① | 13,755,022,000 | 13,841,545,000 | 13,958,147,000 | 41,554,714,000 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後） ② | 277,214,124 | 279,278,927 | 282,535,525 | 839,028,576 |
| 高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後） ③ | 240,446,476 | 242,270,812 | 245,095,867 | 727,813,155 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 ④ | 26,224,651 | 26,386,591 | 26,694,278 | 79,305,520 |
| 審査支払手数料 ⑤ | 13,209,630 | 13,291,180 | 13,446,230 | 39,947,040 |
| 標準給付費見込額合計 =①+②+③+④+⑤ ⑥ | 14,312,116,881 | 14,402,772,510 | 14,525,918,900 | 43,240,808,291 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 ⑦ | 403,747,557 | 412,346,644 | 422,040,661 | 1,238,134,862 |
| 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費 ⑧ | 229,236,000 | 231,528,000 | 233,843,000 | 694,607,000 |
| 包括的支援事業（社会保障充実分） ⑨ | 36,007,000 | 40,609,000 | 45,799,000 | 122,415,000 |
| 地域支援事業費 =⑦+⑧+⑨ ⑩ | 668,990,557 | 684,483,644 | 701,682,661 | 2,055,156,862 |
| 合計 =⑥+⑩ ⑪ | 14,981,107,438 | 15,087,256,154 | 15,227,601,561 | 45,295,965,153 |

（２）保険料基準額の算定

介護保険料の算定にあたっては、国が示した手法に準じて推計（算定）しています。第9期における保険料基準額は、以下のとおり算出されます。

保険料基準額（月額）の算定（砺波地方介護保険組合）

| | |
|-----------------------|------------------|
| ①保険料収納必要額 | 10,273,128,143 円 |
| ②予定保険料収納率 | 99.20% |
| ③被保険者数（所得段階加入割合補正後） | 141,475 人 |
| ④保険料（年額） ④=①÷②÷③ | 73,200 円 |
| ⑤保険料基準額（月額） ⑤=④÷12 | 6,100 円 |

※第8期は月額 6,100 円

(3) 保険料段階の多段階化

国は、第1号被保険者の標準段階について、低所得者の負担能力をきめ細かく反映した保険料の設定を目的として、第9期計画から9段階を13段階に多段階化しました。砺波地方介護保険組合においても、本計画から13段階となります。

第1号被保険者保険料の所得段階別区分

| 区分 | 対象者 | 負担割合 |
|-------|--|---------------------------------|
| 第1段階 | 生活保護の受給者 本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方 | 軽減後 基準額×0.285 (基準額×0.455) |
| 第2段階 | 本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方 | 軽減後 基準額×0.35 (基準額×0.55) |
| 第3段階 | 本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が120万円を超える方 | 軽減後 基準額×0.65 (基準額×0.655) |
| 第4段階 | 本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税の方がおり本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.90 |
| 第5段階 | 本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税の方がおり本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円を超える方 | 基準額×1.00 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額×1.20 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額×1.30 |
| 第8段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額×1.50 |
| 第9段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 | 基準額×1.70 |
| 第10段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 | 基準額×1.90 |
| 第11段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 | 基準額×2.10 |
| 第12段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 | 基準額×2.30 |
| 第13段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方 | 基準額×2.40 |

資料編

資料編

1 小矢部市福祉計画策定委員会規則

平成29年7月24日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、小矢部市附属機関条例（平成28年小矢部市条例第6号。）第3条の規定に基づき、小矢部市福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 策定委員会の委員は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成し、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉、障害福祉又は高齢保健福祉団体の関係者
- (3) 社会福祉、障害福祉又は高齢保健福祉事業に従事する者
- (4) 社会福祉、障害福祉又は高齢保健福祉に関する活動を行う団体の代表者
- (5) 障害者の家族又は家族会会員
- (6) 公募による者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会において、非公開の決定がされた内容等については、非公開とすることができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。

(専門部会の設置等)

第6条 策定委員会は、所掌事務を遂行するため、次の各号に掲げる専門部会を設置し、当該各号に掲げる計画を策定する。

(1) 小矢部市地域福祉計画策定委員会 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画

(2) 小矢部市障害者福祉計画策定委員会 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画

(3) 小矢部市障害福祉計画策定委員会 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画

(4) 小矢部市高齢者保健福祉計画策定委員会 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画

2 策定委員会は、専門部会の議決をもって策定委員会の議決とすることができる。

3 前2条の規定は、専門部会について準用する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、民生部健康福祉課及び社会福祉課において行う。ただし、次の各号に掲げる庶務は、当該各号に掲げる課において行う。

(1) 第6条第1項第1号から第3号までに掲げる専門部会の庶務 社会福祉課

(2) 第6条第1項第4号に掲げる専門部会の庶務 健康福祉課

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2 小矢部市高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿

(任期：令和5年10月4日から令和6年3月31日まで)

| 氏名 | 選出区分(所属) | 備考 |
|--------|------------------------|------|
| 榊 悟常 | 小矢部市民生委員児童委員協議会長 | 委員長 |
| 加藤 節夫 | 小矢部市長寿会連合会長 | 副委員長 |
| 堂高 千束 | 富山県砺波厚生センター小矢部支所長 | 委員 |
| 沼田 信良 | 小矢部市社会福祉協議会長 | 委員 |
| 渡辺 多恵 | 小矢部市医師会理事 | 委員 |
| 五郎丸 知明 | 小矢部市歯科医師会長 | 委員 |
| 佐伯 久恵 | 公立学校共済組合北陸中央病院看護部長 | 委員 |
| 南 優正 | 小矢部市自治振興会協議会副会長 | 委員 |
| 居島 啓二 | 社会福祉法人小矢部福祉会事務局長 | 委員 |
| 中川 陽子 | 小矢部市連合婦人会副会長 | 委員 |
| 新井 隆子 | 健康づくりボランティア連絡協議会長 | 委員 |
| 沼田 秀樹 | 特定非営利活動法人おやベスポーツクラブ | 委員 |
| 表 富美枝 | 清楽園在宅介護支援センター主任介護支援専門員 | 委員 |
| 柴田 敏秋 | 公募委員 | 委員 |
| 稲原 永子 | 公募委員 | 委員 |

3 小矢部市高齢者保健福祉計画の策定経過

| 日程 | 会議名 | 内容 |
|-----------------|--------------------|-------------------------------------|
| 令和5年 | | |
| 5月12日～ 5月31日 | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施 | |
| 10月4日 | 第1回策定委員会 | 計画の見直しの趣旨、現状把握、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告 |
| 令和6年 | | |
| 1月15日 | 第2回策定委員会 | 計画素案の審議 |
| 2月1日～ 3月1日 | パブリック コメント実施 | 意見なし |
| 3月26日 | 計画の策定 | |

4 用語解説

あ 行

ACP：アドバンスド・ケア・プランニング（人生会議）

人生の終末期における医療やケアの内容について、事前に家族や医師などの信頼できる人たちと話し合うこと。

ICT（Information and Communication Technology）

「情報通信技術」と訳され、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

一般介護予防事業

介護予防の知識を学び、通いの場や地域サロンなど、地域の身近な場所で人と人のつながりを通して介護予防の活動を継続できるように支援するための事業。地域の実態・ニーズ調査により収集した情報の活用により、自宅での閉じこもりやうつ病、栄養不足など何らかの問題を抱えた高齢者を早期に把握し、介護予防活動へ繋げることを目的とする。

か 行

介護あんしんアパート

介護が必要な高齢者のためのアパートで、介護職員が24時間常駐し、プライバシーを守りながら、自宅として安心して生活することができる。

介護医療院

介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設。

介護給付

要介護1～5の対象者に実施される給付のこと。要支援1・2の対象者に実施される給付は予防給付。

介護サービス計画（ケアプラン）

介護保険における要介護と認定された要介護認定者に対し作成される介護計画。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、介護保険サービスを受けられるようにケアプランの作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う。

介護予防

高齢者が自分らしく生活するために、老化のサインを早期発見すること、適切な対処を行うこと、自らの力を取り戻していくこと。具体的には、運動器の向上、低栄養改善、口腔機能向上、認知症予防などがある。

介護予防・日常生活支援総合事業

平成24年度から開始された制度。平成26年の介護保険法の改正により、要支援1及び要支援2の認定者が利用していた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が本事業に移行された。

介護予防把握事業

地域の実情に応じて、収集した情報の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動につなげることを目的とする事業。

介護予防普及啓発事業

市町村が主体となり、住民一人ひとりに介護予防の基本的な知識を持ってもらうため、パンフレットの配布や講座等を開催し、地域における自主的な介護予防のための活動を支援する。

介護老人福祉施設

介護保険施設の一つで、常に介護を必要とする高齢者（原則として、要介護3以上の要介護者）が入所する。定員30人以上の「特別養護老人ホーム」がこれに当たり、入浴や排せつ、食事などの日常生活をサポートするとともに、必要に応じて身体の機能訓練や健康管理なども行う。

介護老人保健施設

通称「老健」と呼ばれる施設で、病院と施設の間隔的な施設と位置づけられている。施設内では、在宅復帰を目指した集中的なリハビリテーションを受けることができる。

基本チェックリスト

25個の項目で介護予防が必要か判断するチェックリスト。地域包括支援センター等の窓口において、生活支援等の相談をした65歳以上の高齢者に対して実施し、介護予防・生活支援サービス事業利用の適否を判断する。

居宅介護支援事業所

在宅介護保険サービスを受ける要介護者等の相談や計画、連絡・調整をする介護支援専門員が所属する事業所。

ケアハウス

高齢者が低額な料金で入所し、日常生活を送ることを目的とする施設。原則として、60歳以上の人で、身体機能の低下によって自立した日常生活を営むことに不安があり、家族の援助を受けることが困難な人が対象。

後期高齢者

75歳以上の高齢者。

コーホート変化率法

過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。過去5年間の人口動態が、将来にわたって維持されるものと仮定して推計する。

さ 行

在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する事業。関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・厚生センターの支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。

在宅医療支援センター

住み慣れた地域で安心して在宅医療を受けられるよう、在宅医療・療養に関する相談を受け付けている窓口。

在宅介護支援センター

地域包括支援センターのブランチ（出先相談窓口）として、住民からの介護、福祉、保健に関する相談に応じる身近な総合相談窓口。

小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供するサービス。生活圏域を設定した市町村がその整備計画に沿って、事業者の指定等を行う。

自立支援

高齢者が自分らしく生活するために、日常生活に関わる様々な支援を意味する。歩行・トイレ介助などの身体的な支援に加えて、精神的な自立・社会的な自立を支援する行為も含まれる。

生活支援コーディネーター

協議体と協力しながら、地域における高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくための調整役。

生活支援サービス

配食や見守り、家事支援などの地域のニーズにあった多様なサービスを、住民やNPO、民間企業等多様な主体が行うサービス。

成年後見制度

認知症高齢者、または何らかの障害により、判断能力が不十分であるために法律行為等における意思決定が不十分又は困難な人に対して、判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の2つがある。

セルフネグレクト

自分自身の健康や安全に対する無頓着や無関心が原因で、自分自身を放置し自己管理ができなくなってしまう状態のこと。

第1号被保険者

65歳以上の人。介護保険の被保険者は、65歳以上の人（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分けられる。第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定又は要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができる。第2号被保険者は、加齢に伴う疾病が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受けることができる。

団塊の世代

日本で昭和22年（1947年）～昭和24年（1949年）に生まれた約810万人を指し、「第一次ベビーブーム世代」と呼ぶ。

団塊ジュニア世代

日本で昭和46年（1971年）～昭和49年（1974年）に生まれた世代を指す。「第二次ベビーブーム世代」とも呼ばれ、団塊世代の子どもの世代に当たる。

地域介護予防活動支援事業

「一般介護予防事業」のひとつで、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化することを目的とする。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域ケア会議

医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。

地域支援事業

65歳以上の人を対象に、要支援・要介護状態にならないよう、効果的な介護予防サービス等を提供することを目的とする事業。リスクを抱えた高齢者や一般の高齢者に対して、市町村は地域包括支援センターを設置し、次の3事業を実施している。

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業）
- ② 包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント・総合相談等）
- ③ 任意事業（給付適正化・介護家族教室等）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設（入所定員29人以下）に入所している利用者（原則として、要介護3以上の要介護者）を対象として、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービス、機能訓練や療養上のサービス等を行うもの。

地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするために提供されるサービス。

地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、一体的に受けられる支援体制のこと。

地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが中心となって、住み慣れた地域で高齢者の生活を支える総合機関。基本機能は次のとおり。

- ① 総合的な相談・支援
- ② 介護予防マネジメント
- ③ 虐待防止等の権利擁護
- ④ 介護支援専門員への支援

通所介護（デイサービス）

在宅で介護を受けている人が、日帰りで利用定員19人以上の事業所が実施するサービスを利用すること。行き帰りの送迎や食事、入浴、レクリエーションや機能訓練を受けることもできる。利用定員が18人以下のものは、地域密着型通所介護という。

通所リハビリテーション（デイケア）

在宅で介護を受けている人が、日帰りで医療機関や介護老人保健施設を訪れ、リハビリテーションを受けること。心身の機能に低下がみられる人が対象となる。

な 行

日常生活圏域（生活圏域）

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするために、市町村内に設定される生活圏域。

認知症

様々な脳の病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に低下し、認知機能（記憶、判断力等）が低下して、社会生活に支障をきたした状態のこと。

認知症カフェ（オレンジカフェ）

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家等が気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指した活動などのできる場。

認知症基本法

認知症の予防等を推進しながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される社会の実現を図るため、認知症に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律のこと。令和6年（2024年）1月1日施行。

認知症サポーター

自治体（市町村・都道府県）又は企業・職域団体が実施する「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。

認知症初期集中支援チーム

医師や保健師・看護師などの複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（概ね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

独立して日常生活を送ることが困難な認知症の要介護（要支援）認定者に対して、少人数で共同生活における援助を行うことにより、認知症の進行を緩やかにし、安定した健やかな生活を送れるように支援するサービスのこと（要支援認定者は、要支援2に限る）。

認知症対応型通所介護

認知症高齢者を対象として、指定された施設において、入浴や食事の提供その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うもの。

認知症地域支援推進員

地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職。厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置される。

は 行

パブリックコメント（意見公募）

住民にとって重要な政策等を定める際に、これらの案や関連資料をあらかじめ公表して意見を募り、提出された意見を考慮して政策等を定めるとともに、意見の内容と、意見に対する行政機関等の考え方などを公表する制度のこと。

福祉用具貸与

高齢者の身体機能の変化に対応するため、福祉用具指定を受けた用具をレンタルできるもの。

フレイル（虚弱）

健康な状態と要介護状態の中間の段階を指す。「身体的フレイル」、「精神・心理的フレイル」、「社会的フレイル」の大きく3つの種類に分類される。

訪問介護

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排せつ・入浴等の介護（身体的介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理等の生活支援（生活援助）を行うもの。

訪問看護

疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、居宅において看護師等による療養上の世話又は必要な診療の補助を行うもの。

ボランティアポイント

高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を推進する観点から、高齢者が介護施設や在宅等において、要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、市町村は、当該活動実績を評価した上で、ポイントを付与し、貯まったポイントに応じて金券や現金などと交換する仕組み。

や 行

有料老人ホーム

高齢者を入居させ、食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供する施設。設置主体は問われないが、設置に当たっては、都道府県知事等への届出が必要。

有料老人ホームの特定施設

行政に運営の届出をして、介護保険法により定められた基準を満たし、都道府県知事（または市区町村）から事業指定を受けた施設。

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

要支援・要介護

日常生活の中で、どの程度の介護や介助を必要とするのかという度合いを示す指標であり、要支援1・2、要介護1～5の7段階に分けられる。介護保険サービスを利用するためには、必ず要支援・要介護認定を受ける必要がある。

おやべ ほっとライフプラン2024
第9期小矢部市高齢者保健福祉計画

発行年月／令和6年3月

発行／小矢部市 民生部 健康福祉課

〒932-0821

富山県小矢部市鷺島15番地

小矢部市総合保健福祉センター

TEL 0766-67-8605